

第二十二回  
参議院建設委員会会議録 第十三号

昭和三十年六月十六日（木曜日）午前十時三十分開会

時三十分間会

○本日の会議に付した案件  
○水防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

出席者は左の通り。

委員長 石川 榮一君  
理事 石井 赤木 近藤 武藤 常介君  
委員 桂君 信一君

石原幹市郎君 小澤久太郎君 西岡 ハル君 酒井 利雄君 宮本 邦彦君 北勝太郎君 村上 義一君 田中 勇君 竹山祐太郎君 堀木 謙三君 今井 耕君 米田 正文君

国務大臣

建設大臣 建設政務次官 建設省河川局長  
事務局側 常任委員 会専門員 常任委員 会専門員 説明員  
中央気象台 須藤 達也君 菊池 琢三君 武井 正文君  
中央気象台 和達 清夫君

中央氣象台 須藤 達也君 菊池 琢三君 武井 正文君  
中央氣象台 和達 清夫君

小澤久太郎君 西岡 ハル君 酒井 利雄君 宮本 邦彦君 北勝太郎君 村上 義一君 田中 勇君 竹山祐太郎君 堀木 謙三君 今井 耕君 米田 正文君  
は、この法律の目的が洪水または高潮に際してのこといろいろいっているのです。そこで、高潮の来る場所によつて管理者が違うと思うのです。たとえば港湾です、これは全部運輸大臣が管理者になつております。まあ海岸堤防崩壊が出ておりませんから、おのずからその地区々々の都道府県あるいは市町村が管理者になつている場合があるのです。しかし河川の場合には、海岸線に対する権限といひのります。しかしこれの場合は、個人が持つてゐる海岸線に対する権限まで建設大臣が持ち得るのかどうか。それから港湾に関する高潮の水防活動といふものは、運輸大臣と何らかの事前協定なり、あるいは何らかの方法をとらないとできないのじやないか、こう考へるのであります。で、市町村の場合には、はつきり市町村単位でもつて水防組合ができてゐるからいいのであります。海崖線といふものは、他の役所の管理分野、個人の持つてゐるものというような場合に対することは、どうするか。これらは、たゞ申しますと、大阪の港湾の関係でありますと、大阪市内に水防管理団体がござりますので、今日では、たゞ申しますと、大阪の港湾の関係でありますと、大阪市内に水防管理団体がござりますので、高潮等についてもその防禦に當り、その活動をすることになつております。そこで港湾の場合

○委員長（石川榮一君） ただいまから建設委員会を開会いたします。  
水防法の一部を改正する法律案を議題に供します。  
質疑の方は順次御発言願います。

○田中一君 まず第一に伺いたいのは、この法律の目的が洪水または高潮に際してのこといろいろいっているのです。そこで、高潮の来る場所によつて管理者が違うと思うのです。たとえば港湾です、これは全部運輸大臣

が管理者になつております。まあ海岸堤防崩壊が出ておりませんから、おのずからその地区々々の都道府県あるいは市町村が管理者になつている場合があります。

○田中一君 ただいまから建設委員会を開会いたしました。

水防法の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑の方は順次御発言願います。

○田中一君 まず第一に伺いたいのは、この法律の目的が洪水または高潮に際してのこといろいろいっているのです。そこで、高潮の来る場所によつて管理者が違うと思うのです。たとえば港湾です、これは全部運輸大臣

が管理者になつております。まあ海岸堤防崩壊が出ておりませんから、おのずからその地区々々の都道府県あるいは市町村が管理者になつている場合があります。

○田中一君 ただいまから建設委員会を開会いたしました。

水防法の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑の方は順次御発言願います。

○田中一君 まず第一に伺いたいのは、この法律の目的が洪水または高潮に際してのこといろいろいっているのです。そこで、高潮の来る場所によつて管理者が違うと思うのです。たとえば港湾です、これは全部運輸大臣

が管理者になつております。まあ海岸堤防崩壊が出ておりませんから、おのずからその地区々々の都道府県あるいは市町村が管理者になつている場合があります。

○田中一君 ただいまから建設委員会を開会いたしました。

水防法の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑の方は順次御発言願います。

○田中一君 まず第一に伺いたいのは、この法律の目的が洪水または高潮に際してのこといろいろいっているのです。そこで、高潮の来る場所によつて管理者が違うと思うのです。たとえば港湾です、これは全部運輸大臣

が管理者になつております。まあ海岸堤防崩壊が出ておりませんから、おのずからその地区々々の都道府県あるいは市町村が管理者になつている場合があります。

○田中一君 ただいまから建設委員会を開会いたしました。

水防法の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑の方は順次御発言願います。

○田中一君 まず第一に伺いたいのは、この法律の目的が洪水または高潮に際してのこといろいろいっているのです。そこで、高潮の来る場所によつて管理者が違うと思うのです。たとえば港湾です、これは全部運輸大臣

が管理者になつております。まあ海岸堤防崩壊が出ておりませんから、おのずからその地区々々の都道府県あるいは市町村が管理者になつている場合があります。

○田中一君 ただいまから建設委員会を開会いたしました。

水防法の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑の方は順次御発言願います。

○田中一君 まず第一に伺いたいのは、この法律の目的が洪水または高潮に際してのこといろいろいっているのです。そこで、高潮の来る場所によつて管理者が違うと思うのです。たとえば港湾です、これは全部運輸大臣

が管理者になつております。まあ海岸堤防崩壊が出ておりませんから、おのずからその地区々々の都道府県あるいは市町村が管理者になつている場合があります。

○田中一君 ただいまから建設委員会を開会いたしました。

水防法の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑の方は順次御発言願います。

○國務大臣（竹山祐太郎君） この中にあります。このことは予想して部分的には入れておりますが、建設大臣と運輸大臣とが協議を進めて、いろいろ具体的な問題の処理に当つてゆきたいというふうに書いておりますが、なお具体的には河川局長より申し上げます。

○田中一君 ここには「前項の河川は」と書いてあるのですが、港湾はどうなるかというのです。これは河川の場合には、流れるところは港湾に流れるのですから、これはいいでしようけれども、港湾そのものの場合はどうか。これは河川の場合なんです。「前項の河川は」と云々と書いてある。ですから、

○田中一君 そうすると、高潮といふものは港湾には来ないといふ見込みなります。このように運輸大臣との協議事項のままでは、港湾には来ぬと思うのです。それでは、広義な解釈をして、港湾に

○政府委員（米田正文君） もちろん港湾に来ます。港湾についても、高潮の警報は知事あるいは大臣が警報を出しよろしいという建前に立つております。港湾の機能管理とは直接の結びつきをこの水防法は持つておりません。

○田中一君 その事件が起きた場所というものが、少しともそれを修理するとか、応急修理をするとか、あるいは予防防御工事をするとかいう場合は、これは運輸大臣と相談しなければならぬと思う。これは運輸大臣の命令系統、管理系統下にあるところのものと

○田中一君 そういう考え方を持つておるのですが、この運輸大臣との協議事項のままでは、港湾には来ぬと思うのです。そこで、広義な解釈をして、港湾に

○田中一君 その事件が起きた場所によるところの河川といふものはこれはわかります。しかしながら、高潮といふものは、河川ばかりに

○田中一君 それは、それから場合によつたら、運輸省が直接自分の持つてゐるかもわからないのです。そういう場合に、これは一々運輸大臣の方、管理者の方へ連絡をとつてやるというわけでもゆかぬと思ひますから、市町村にしても、予防組合法なり水防組合法なりといふものに、何か別の処理規定があるかどうかの問題ですね、水防法としてはつくり出でてゐるものなら……。

○田中一君 その事件が起きた場所によるところの河川といふものはこれはわかります。それは、この水害予防組合、これはこの水防法に関連する团体なんでしょう。全然違いますか。

○田中一君 水害予防組合の主務大臣はこの水防法でうたつておられます水防管理団体であります。これは農地が私有地の場合、こういう問題があるのです。そういうとこ

ろをもう少し明確にしないといけない  
のじやないかと思うのですが……。

○政府委員(米田正文君) お説の通り、基本法のない海岸施設等の防護の関係において、管理者との関係については、お話をのように不明確の点がござります。しかし今日の立場においては、この水防法は水防あるいは水防の責任を、いわゆる洪水及び高潮に対し包括的に責任を負うという体制をとつております。従つて、お説のようだんだん管理者というものが明確になつてくれば、おのずからそこに分界がまた新たになつてくるのです。そこで、今日の状態では、私どもは、この水防法によって包括的に海岸を全部含んで水防の活動をする、こういう建設大臣ある市町村の管理する範囲前になつておるので、ただ事実上の問題としては、おっしゃられる通り、港湾管理者があるものについては、港湾管理者と事前に協議をして実施をして参りたい、こう考えておりまして、そのためには水防協議会がござります。

○田中一君 私、実態を云々するのじゃないのです。法の立て方に欠陥があるのじやないかということを言つていいのです。実態はその通りですよ。応急の場合にはそうしなければならないのです。法を無視してやつていい場合もあるのです。これは公共のためにやる場合には法を無視してもいいのです。けれども、法律を立てる法律の立てる方といふものに欠陥があつてはならぬ

と思うのです。それを言つてるのであります。実態はおつしやる通りです。それでけつこうです。ですが、これが河川に対する水防だけじゃないんですね。やはりここにある通り、高潮というものを、

責任を、いわゆる洪水及び高潮に対し包括的に責任を負うという体制をとつております。従つて、お説のようだんだん管理者というものが明確になつてしまふんです。高潮といふものは何も建設大臣ある市町村の管理する範囲のみに来るものではないのです。海岸堤防法という法律はありませんから、

防の精神は何かといえば、ここでの第一條に書いてありますように、公共の安全をはかるというのが最終的目的でござりますから、海岸の堤防がかりに私たるものであつても、その私たのものを破壊することによって、堤内地の膨大な地域を水害にさらすという危険が

はこわすという非常活動をしなければならぬ。これはよくわかるのです。それなら流れてくるところの命令権がありの

あります。そういう非常活動をしなければならないのです。それはよくわかるのです。それが立法府といふものがこれを審議を受けた場合は、かかる見地から、私人の申上げたことだけでもつてどうこうとは言いません。言いませんが、私はこのままであつては、せつかく立法府といふものがこれを審議を受けた場合に、当然これは起る疑問だと

思ふのです。これは私はこのままで二人も三人も命令系統がなくてもけつこうです。私はこのままで、せつかく立法府といふものがこれを審議受けた場合には、一人でいいのです。かえつて二人にすることは間違います。なぜ特に河川だけそうしたか疑問なんです。その場合には、一人でいいのです。かえつて二人にするのは間違います。なぜ特に河川だけが強く調査されるものならば、認めているなら何とか措置をとつていただかなければならぬ、こう考えるのです。

○政府委員(米田正文君) その点をもうちょっと補足しておきますが、これはたゞいま申し上げましたように、包括的に水防活動を規制しておりますので、洪水及び高潮について全面的な責任を持つ改正をしております。従つて

をするのは、何も決して、判断というものは建設大臣がするのではない。あるいは運輸大臣がするのではない。火事の場合は、やはり国家消防本部か

事の場合は、まだ運輸大臣がするから……。これは気象通報の方が運輸大臣の所管だから、そのことの方

が主眼で……。

○田中一君 その通りです。私もそれ

は理解しているのです。理解しているけれども、基本法がないのです。海岸堤防に関連する。私もそう思つてゐるのです。気象通報の問題は運輸大臣が所管している。そういうふうに理解しているのです。そこでちゃんと管理権限というものが分れて現在あるのです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 田中委員の御意見、まことに一つともあります。まして、考え方としては今河川局長の申したようなわけで、協議をするといつても、全面的なことを、実は私は例にちよつととつただけでありまして、立てる立て方として僕には疑問があるのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 田中委員の御意見、まことに一つともあります。

面の問題は、今答弁を少しほやつと申したから……。これは気象通報の方が運輸大臣の所管だから、そのことの方

が主眼で……。

○田中一君 その通りです。私もそれ

は、やはり法に規定しなければならない。ただ夫婦の争議起きた問題として、これは僕は言つていいので、私は、私の申し上げたことだけでもつてどうこうとは言いません。言いませんが、私はこのままで、せつかく立法府といふものがこれを審議受けた場合には、当然これは起る疑問だと

思ふのです。これは私はこのままで二人も三人も命令系統がなくてもけつこうです。私はこのままで、せつかく立法府といふものがこれを審議受けた場合には、一人でいいのです。かえつて二人にするのは間違います。なぜ特に河川だけが強く調査されるものならば、認めているなら何とか措置をとつていただかなければならぬ、こう考えるのです。

○政府委員(米田正文君) その点を

よく承知いたしております。

○田中一君 この、はつきりここに延焼を防ぐという消防活動もあるのであります。都道府県の区域にわたる」ということ

本が、勝つために何十万人も戦争を行つて死ぬということと同じです。そういうことはあり得ないです。そこの

ところをもう少し明確にしてもらわなければ困るのです。

○政府委員(米田正文君) ただいまお話しのありました緊急時に所有権のあるものに損害を与えるというような場合については、その損失補償というのを水防法二十一條に前から規定をいたしております。ここは改正してないものですから、原文を見ていただかないとわかりません。

○田中一君 これでいいのです。こうでなければならぬと思います。しかし港湾の場合はどうなりますか。

そうすると、この水防法の精神といふものは、どこまでも公共の安全のためにやる活動ということにウェイトがかかっているのですね。そういう点で、何ですか、他の建設大臣が管理してないものの部分に対する協議事項とか、事前における話し合いというものは、全部下部組織、活動組織であるところの水防組合なりが取り扱って、水上管理団体に一切まかしてあるということですか。そこから上つて、個人の所有者なり現在の管理者なりと、いうものに話をして、まとめてやっているということですね。これは法律にきめないでも、そのままであります。毎年水防計画というものを計画を作る。そのときに大阪は御承知のうえであります。海岸についての高潮防御計画も同時にその水防計画の中に入ることになります。その計

画に従って、これは工事計画ももちろんでありますから、連絡の方法及び資材の運搬、人間の動員、すべてこまかく計画はされております。その水防計画の中において、従いまして、一朝有事の場合は、いわゆる水防の管理者としての市長が、その計画に従って指揮をとる、とつて活動を始める、そういうことにあっておりません。

○田中一君 それじゃ、先に資料を説明して下さいよ。

○政府委員(米田正文君) お手元にお配りいたしました御要求のありました資料を御説明いたします。水防法の一部を改正する法律案参考資料というものがつきました。この順序が、実は御要請になつた順序になつております。書類でいたいた順序になつております。これらその次の表は、竣工せる多目的ダムのロボット観測所一覧表でございます。これはロボット水位観測所とロボット雨量観測所、こう二通りになつております。水位をはかる施設と雨の量をはかる施設と二つになつております。これは日本全国におきまして水位を観測する個所が幾らあるかという調べでございまして、都道府県と建設省と実施をいたしておるものを持ちます。これは今日日本全国におきまして、しかもこれが有線と無線とのおのおの分れております。この有線というのはアメリカ製のものでございまして、レオボルド・スチーブンソン会社製の有線遠隔操作施設というものでございます。現在のところこれが普通に使われておるのでございます。無線というのが木曾川にございますが、度、丸山でこういう施設を日本の研究によって作ったものでございまして、これは無線になつております。今後も、この丸山の試験施設がうまく結果が現れますならば、おそらく今後はありますように、合計三百九十三個所でござります。

○政府委員(米田正文君) 港湾の場合第一は、水位観測所数の調べでござります。これは日本全国におきまして水位を観測する個所が幾らあるかという調べでございまして、都道府県と建設省と実施をいたしておるものを持ちます。これは今日日本全国におきまして、しかもこれが有線と無線とのおのおの分れております。この有線というのはアメリカ製のものでございまして、レオボルド・スチーブンソン会社製の有線遠隔操作施設というものでございます。現在のところこれが普通に使われておるのでございます。無線というのが木曾川にございますが、度、丸山でこういう施設を日本の研究によって作ったものでございまして、これは無線になつております。今後も、この丸山の試験施設がうまく結果が現れますならば、おそらく今後はありますように、合計三百九十三個所でござります。

十九、二十七年度が百四十三、二十八年度が三百三十六でありまして、それぞれ支給の金額は十一万八千三百九十五円、六万一千四百九十三円、九十八万四千八百十二円、二百四十九万七千九十三円で、御承知のように、二十八年十八年度は非常に多額に上っております。一件当たりについて申しますと、その下の欄にござりますように、三千円から七千円台でございます。死亡件数は、その下に書いてござりますように、二十五年度に十二人、二十六年度に五人、二十七年度十七人、二十八年度十人という数に上っております。その支給額がその下の欄に書いてござります。で、一件当たりの死亡者の場合の金額が、二十五年度は八万二千六百二十円、これが次の年は十五万四千八百六十二円、次年の年は二十五万五千百二十円、二十八年度は二十九万五千百二十円、こういうふうに支給金額はだんだん増加をいたしております。こういう実情にござります。

それからその次は水防労働者の報賞に関する省令の要綱でございます。実は、これはまだ内容をこまかに規定するところまで行っておりません。ごく考え方だけでございます。

一、水防法第三十四条の二の規定による報賞は、この省令によつて行なつるものとすること。

二、報賞は、建設大臣が、都道府県の知事の推せんに基き、賞状を授与して行なうものとする。

三、報賞を行なうに当つては、記念品を賞状に添えて授与することができること。

四、報賞を受ける者が、当該水防に

非常に水害が多かつたために、二十八年度は非常に多く上つております。一件当たりについて申しますと、その下の欄にござりますように、三千円から七千円台でございます。死亡件数は、その下に書いてござりますように、二十五年度に十二人、二十六年度に五人、二十七年度十七人、二十八年度十人といふ数に上っております。その支給額がその下の欄に書いてござります。で、一件当たりの死亡者の場合の金額が、二十九万五千百二十円、二十八年度は二十九万五千百二十円、これが次の年は十五万四千八百六十二円、次年の年は二十五万五千百二十円、二十八年度は二十九万五千百二十円、こういうふうに支給金額はだんだん増加をいたしております。こういう実情にござります。

それからその次は水防労働者の報賞に関する省令の要綱でございます。実は、これはまだ内容をこまかに規定するところまで行っておりません。ごく考え方だけでございます。

一、水防法第三十四条の二の規定による報賞は、この省令によつて行なつるものとすること。

二、報賞は、建設大臣が、都道府県の知事の推せんに基き、賞状を授与して行なうものとする。

三、報賞を行なうに当つては、記念品を賞状に添えて授与することができること。

四、報賞を受ける者が、当該水防に

より死亡した者であるときは、その者の遺族に対し、十万円を限度として報賞金を授与することがあります。五、報賞を受ける者が当該水防により不具効果となり又は負傷し、若しくは病氣にかかった者であるときは、その程度に応じて相当な報賞金を授与することができるものとすること。

その次に、「報賞」に類似する用語のある法令の例でございますが、「報賞」という字を使つてゐるものはいまだどこにも法律の中にはないようになります。われわれの調べたところではなまく、二十九万五千百二十円、二十八年度は二十九万五千百二十円、これが次の年は十五万四千八百六十二円、次年の年は二十五万五千百二十円、二十八年度は二十九万五千百二十円、こういうふうに支給金額はだんだん増加をいたしております。こういう実情にござります。

それからその次は水防労働者の報賞に関する省令の要綱でございます。実は、これはまだ内容をこまかに規定するところまで行っておりません。ごく考え方だけでございます。

一、水防法第三十四条の二の規定による報賞は、この省令によつて行なつるものとすること。

二、報賞は、建設大臣が、都道府県の知事の推せんに基き、賞状を授与して行なうものとする。

三、報賞を行なうに当つては、記念品を賞状に添えて授与することができること。

四、報賞を受ける者が、当該水防に

い人までも水防の第一線に従事しているということで、率先垂範するというふうなことになつて初めて、オランダはほとんど全国が海水より下の所にあるにかかわらず、大した水害を受けていないのじゃないか。日本は、二十八年の最近の例によりますと、あれだけの水の害があつた。それからどういうことがなされているかというと、水防法のような立派な法律があるのです。が、やはりその法の精神が生かされていないのじゃないかという気がいたします。大へんに方法はけつこうでありますけれども、報賞制度の効果を上げるには、どうしてもやはりそういう国民の精神に、ほんとうに大事なことだということがわかるような方法が講ぜられなければいけないのじゃないか。

そこで、私はオランダの女王を例に

ます。大へんに方法はけつこうでありますけれども、報賞制度の効果を上げるには、どうしてもやはりそういう国民の精神に、ほんとうに大事なことだということがわかるような方法が講ぜられなければいけないのじゃないか。

さつそくラジオ東京で、水防の用意はいかということで私もひっぱり出されまして、東京と大阪の二元放送になりましたし、私も、水防法を今国会で御審議を願つておるので、法律だけでも、これを一つの機会として水防の体制をわれわれも整えるけれども、国民の側においてもそれ一つ十分お考えをいただきたいということを申したわけがありますが、私もまた、御指摘のように、私自身決して満足に努力をいたしておるとは思つておりませんけれども、役所にはございます。

○政府委員(米田正文君) その当時の水害調査につきましては、私どもでは河川筋のものについては調査がござります。風倒木につきましては、参考資料としての送付を受けた資料を持っております。今ここに持つておりますけれども、役所にはございます。

○北勝太郎君 昨年の場合じゃなくして、将来こうあるべき北海道の……。

○政府委員(米田正文君) その対策については、北海道庁で立案をいたしましたので、研究をいたしております。

○石井桂君 なお、水防法の中に緊急避難というような業務が含まれておりますが、どうですか。

○政府委員(米田正文君) 緊急避難は現在の法律の二十二条で「立退の指示」ということがございまして、これで立ちのき指示をする事項をうたつております。

○石井桂君 もし立ちのき指示が手配が間違つて、大せいの犠牲者が出了よう場合には、どなたが責任者になりますか。

○政府委員(米田正文君) これは都道府県知事、あるいは都道府県知事の命令を受けた職員、または水防管理者となりますが、どういうふうにされる

○石井桂君 私がお聞きしたいのは、非常に危険が迫った、その場合に、一般的な住民が常識的にものを見つけて強制的に立ちのきさせるようにする

○政府委員(米田正文君) そこまでのこまかい点に立ち至つての規定はございませんが、一応実際の場合には、市町村長が立ちのき指示をする。その判断はなかなかむずかしい場合もあるう

○北勝太郎君 昨年の北海道における第五号台風ですね、国有林だけでも五千五百万石といいましたが、実は最もなお話でございまして、実はきのう

さつそくラジオ東京で、水防の用意はいかということで私もひっぱり出されまして、東京と大阪の二元放送でたまたま今御指摘のようなことが話題になりましたし、私も、水防法を今国会で御審議を願つておるので、法律だけでも、これを一つの機会として水防の体制をわれわれも整えるけれども、国民の側においてもそれ一つ十分お考えをいただきたいということを申したわけありますが、私もまた、御指摘のように、私自身決して満足に努力をいたしておるとは思つておりませんけれども、役所にはございます。

○政府委員(米田正文君) これは水防管理者でございまして、手つ取り早くいえば、市町村長であります。

○石井桂君 どうしてこの質問をしたかといいますと、これは二十八年の災厄のときには、私は現場を見に行ったのです。そのときに、和歌山県のある河川の、名前は忘れちゃつたのです

○石井桂君 たとえば、緊急避難をするような場合には、警察官も勤員して強制的にでもするという措置があわせて用いられますか、どうですか。そういう場合。

○政府委員(米田正文君) この水防法の建前では二十二条でゆきますが、警察としての職務から立ちのき指示ができることになつております。その場

合に、どちらでやるかはそのときの状況によると思ひますか、私どもは多く

○石井桂君 私がお聞きしたいのは、非常に危険が迫った、その場合に、一般の住民が常識的にものを見つけて強制的に立ちのきさせるようにする

○政府委員(米田正文君) そこでまあ責任者は市町村長にあるのだけれども、警察官を使つて強制的に立ちのきさせるようにする

○石井桂君 場合があるだろうと思うのです。その場合によつたのは、つまり市町村長だと思うのです。そうして私が

○北勝太郎君 それで何百人が死んじやつたわけなんです。それで、その場合

は土木出張所の技手かなんかが非常に

たし、あるいは公私有林全部を加えますと、実に大きな風倒木の量に達するというのです。これが北海道の水害に対する影響についてお調べになつたものがありましたならば、伺いたいと思ひます。

○政府委員(米田正文君) その当時の水害調査につきましては、私どもでは河川筋のものについては調査がござります。風倒木につきましては、参考資料としての送付を受けた資料を持っております。今ここに持つておりますけれども、役所にはございます。

○北勝太郎君 昨年の場合じゃなくして、将来こうあるべき北海道の……。

○政府委員(米田正文君) その対策については、北海道庁で立案をいたしましたので、研究をいたしております。

○石井桂君 なお、水防法の中に緊急避難というような業務が含まれておりますが、どうですか。

○政府委員(米田正文君) 緊急避難は現在の法律の二十二条で「立退の指示」ということがございまして、これで立ちのき指示をする事項をうたつております。

○石井桂君 もし立ちのき指示が手配が間違つて、大せいの犠牲者が出了よう場合には、どなたが責任者になりますか。

○政府委員(米田正文君) これは都道府県知事、あるいは都道府県知事の命令を受けた職員、または水防管理者となりますが、どういうふうにされる

○石井桂君 私がお聞きしたいのは、非常に危険が迫った、その場合に、一般的な住民が常識的にものを見つけて強制的に立ちのきさせるようにする

○政府委員(米田正文君) そこまでのこまかい点に立ち至つての規定はございませんが、一応実際の場合には、市町村長が立ちのき指示をする。その判断はなかなかむずかしい場合もあるう

○北勝太郎君 昨年の北海道における第五号台風ですね、国有林だけでも五千五百万石といいましたが、実は最もなお話でございまして、実はきのう

さつそくラジオ東京で、水防の用意はいかということで私もひっぱり出されまして、東京と大阪の二元放送でたまたま今御指摘のようなことが話題になりましたし、私も、水防法を今国会で御審議を願つておるので、法律だけでも、これを一つの機会として水防の体制をわれわれも整えるけれども、国民の側においてもそれ一つ十分お考えをいただきたいということを申したわけありますが、私もまた、御指摘のように、私自身決して満足に努力をいたしておるとは思つておりませんけれども、役所にはございます。

○政府委員(米田正文君) これは水防管理者でございまして、手つ取り早くいえば、市町村長であります。

○石井桂君 どうしてこの質問をしたかといいますと、これは二十八年の災厄のときには、私は現場を見に行ったのです。そのときに、和歌山県のある河川の、名前は忘れちゃつたのです

○石井桂君 たとえば、緊急避難をするような場合には、警察官も勤員して強制的にでもするという措置があわせて用いられますか、どうですか。そういう場合。

○政府委員(米田正文君) この水防法の建前では二十二条でゆきますが、警察としての職務から立ちのき指示ができることになつております。その場

合に、どちらでやるかはそのときの状況によると思ひますか、私どもは多く

○石井桂君 私がお聞きしたいのは、非常に危険が迫った、その場合に、一般の住民が常識的にものを見つけて強制的に立ちのきさせるようにする

○政府委員(米田正文君) そこでまあ責任者は市町村長にあるのだけれども、警察官を使つて強制的に立ちのきさせるようにする

○石井桂君 場合があるだろうと思うのです。その場合によつたのは、つまり市町村長だと思うのです。そうして私が

○北勝太郎君 それで何百人が死んじやつたわけなんです。それで、その場合

は土木出張所の技手かなんかが非常に

機転がきいておって、橋のところへ通行どめの竹かなんかをしまして、通行をとめてかなり人命を救助している例があるのです。しかしほんとうは、そういう危いときには、市町村長はほんとうに責任があれば、市町村長が自治体の警察を使って、そうして被害のないようになると、一方、早く逃げろという命令が徹底されなければいかぬ。それがどうも徹底されていないよう私は思うのです。そういう場合は、不可抗力かどうかというのは非常に大きな疑問があるので、大がいの場合は不可抗力で逃げられてしまうと、死ぬ者貧乏ということになってしまふわけであります。多分その場合も、大ぜいの人は何とも補償を受けないで私はなくなつたろうと思うのです。そういう場合に、この水防法の二十二条で立ちのけ命令を出して、なお十分それが徹底しないという場合には、市町村長から警察署長に通知して、そうして強制的にでも立ちのけさせるという方法は、警察官等職務執行法でできることになつておりますので、そういうことを遺憾なく実施をさせるように指導すべきだと思います。

○石井桂君 結局、まあ筋はよくわからぬのですが、理屈の通りに——非常の災害の場合は短時間でのものを処理しなければならぬ。ですから、今の機構が実際に緊急避難をする場合なんかに適切であるかどうかということの御討は、さらにお願いしませんと、私は

ずいぶん大せい方々で死んでいる例を

聞くのです。和歌山県下でも一つと、奈良県の何とかという川で行なつたといつて済ましてしまうのです。そこで、多分二年前にこの席でお聞きしたことがあるのでありますが、あまりはつきりしなかつたのです。そのままに水防法が今日までなつておると思うのです。そういう非常に強力な手を打たなければならぬ今日、今の機構でいかどうか、この点はどうですか。十分だとお考えになつておりますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) よく研究をいたしました……。

○田中一君 この条文の質疑をしたいのですが、ますその前に、気象台と建設省が現在までやつてある予報の連絡、それからどちらが指導的になつたか、これでは建設大臣になつておられるか、これは都道府県がするとなつています。それから水位の通報、これも都道府県がやる。水防警報、これは建設大臣がやる。こういう工合に分れてゐるのですね。それはここに来るまで、建設大臣がやるまではむろん気象台の方に問い合わせしたことがあります。現在我まではどういう形でも出でやつておるかということを聞きた

いのですが。しかし二つの両者が共同して洪水予報を行なつておられます。それから自分の方の観測施設といふものの実態を調べて、自分の現場現場からのものを勘案してやる、こうして出すのだろうと思いますが、その法律をもつて練らうということになつたのじやないか。今までどうなつておられたか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 欠陥といふよりも、今度はその点を積極的に受持分担をよく話し合つてつながりをつけたという点があら新らしい問題ですから、両方から一つ……。

○説明員(和達清夫君) 申し上げるまでもなく、わが国では小河川あるいは急流、あるいは比較的ゆるやかに流れれる大河川などがたくさんあります。一般的に、洪水予報を定量的に行なうことは非常に困難な仕事であります。従つて、現在は洪水予報は原則的に中央気象台の単独の責任において行われます。その予報も定性的のものが多いたります。しかじこの中で、大河川

につきましては河川の状況が人工的に整備されておりまして、一度溢水しますとその損害は甚大なものがあります。そこで、多分二年前にこの席でお聞きしたことがあるのでありますが、あまり雨量だったといつて済ましてしまうのです。そこでは、今まで欠陥があつたと思うのです。気象台と建設省の側ですがね。だから、今まで欠陥があつたと思ひます。気象台と建設省の側はつきりしなかつたのです。そのままに水防法が今日までなつておるのです。そういう非常に強力な手を打たなければならぬ今日、今の機構でいかどうか、この点はどうですか。十分だとお考えになつておりますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) たとえば大阪を例にとって申上げますと、大阪の地方建設局が中心でございまして、これが無電を持っております。それから出先としては、河川の上流部に三ヵ所なり四ヵ所無電発信所を持つております。そこで連絡はすべて中枢の地方建設局の企画部の中に集まることになりますから、情報は全部その中枢部に集まつて、その情報を交換して予報を出す、こういうことであります。で、数

○田中一君 地建の区域外の所はどうですか。一地建の区域外の場合のときは、どういう連絡をするのですか。

○政府委員(米田正文君) そういう場合はないのです。

○田中一君 ないことはないでしょ

う。大きな台風が来て、三重から入つて近畿の地建の方にも入り、それから

こっちにも入つて……。

○政府委員(米田正文君) これは川ごとに処理をしておりますから、水系は各地建ごとになつておりますから、そ

のおそれはないと思います。

○田中一君 気象台の方はその場合、どこへ連絡をとつておるのでですか。気象台の方は川筋ごとにやつておるのじやないでしょうか。

○説明員(和達清夫君) この業務は、建設省と密接に連絡をとりまして、水系単位でやつております。

○田中一君 その部分は全部水系単位でもつてやつておるということはわかりました。

そこで、水防警報ですね、これはやはり建設大臣の通知というものは全部地建が行なつておるということに了解していいのですか。

○政府委員(米田正文君) 建設大臣のやる分は大部分、地建で実施することになります。

○田中一君 先ほど河川局長は、各河川のある地点から無線々々と言つておられます、その企画室ですか何ですか、そういう情報を受けるような部屋が地建にあつてやつておるというのが実情だというのですが、私は今までそういうものを見たことがないのです。実際にどういうものが自信を持つて言えるものなのですか。

○政府委員(米田正文君) これはもうカサリン台風、アイオン台風、あれ以後そういう施設をだんだんと強化してす。そういう施設を持ち、実施をいたしております。

○田中一君 それじゃ、現在気象台の方は十二河川でしたね。建設省の方の十七河川ですか。そうすると、それ以外の河川に対してもどういう責任があるのです。

○政府委員(米田正文君) 私どもとし

ては、今度洪水予報を行う河川はそういう施設をだんだん完備していくつて、

次第にこれを広げてゆきたい、こう思つております。整備のできたものから

○田中一君 実施してゆきたい。

○田中一君 気象台に伺いますが、そらうすると、気象台は十二河川と言つていましたね。さつき、建設省は十七河川。それ以外の重要な河川または都道府県が管理している河川、そういうものもやつぱり同じような洪水もあるのであります。また小さい中小河川でもよく洪水がある場合が多いですね。そういう場合は、通報、警報その他のすべてのものは、だれが動くんです。この法律に

二の河川とか十七の河川とか示してい

ないのですよ、ここにはね。

○説明員(和達清夫君) 気象台では、三年間の計画をもつまして、日本全国に水害防止施設を計画いたしまして、それが本年三年目になりまして、本来ならば完成いたさずござります

が、諸種の事情でまだ完成いたさず、この計画が四、五年延びております。そのため、現在では十二河川を建設省と共同して洪水予報を出しておますが、それが行われない他の河川は、大河川以外にも中小河川、非常にたくさんあるのでございまして、それは中央気象台単独の責任において洪水予報を出しております。もちろん前に申

しましたのと違いまして、設備が十分

でありませんし、建設省と緊密に連絡をいたしておりますけれども、前に述べたように、しっかりと連絡がございませんので、定性的、つまり水量、

てやるという段階には、他の河川では

参つております。

○田中一君 河川局長から。

○政府委員(米田正文君) これは建設大臣と中央気象台が共同して行う洪水予報については、今申し上げたよう

に、重要な河川すでに設備の整備しておるもの十七について、建設省としては今日試験的に実施をいたしております。それから本格的にもうやつてよいよ法律的にきめ、法律に根拠を持つ洪水予報を実施して行こう、こう

いうことでございますが、その他の一般のものについては、その他たくさん

の川がござしますので、その他のものについては、気象台が今お話しのありましたように、一般気象予報として実施が行われるのでございます。洪水予報としてはそういう状態で、今後重

要な河川については施設を整備するこ

とによつて、先ほどお話のあつた定性的から定量的に進んで行きたい、こう

いう考え方でござります。

水防警報は、これはこういう洪水予報の段階からさらに一步前進をしてき

ておる段階でございまして、洪水の危険がもう明らかになつてきたときの段階でござります。洪水予報の段階から

水防警報の段階へ入ってきたときでございまして、これは建設大臣と都道府県知事がその警報をすることになつております。

ただ、じや、どこの川をするのかとい

うのは、国民経済上の重大な損害を生

おります。

○田中一君 わかります、この法律の書いている条文はですね。ただ、都道

府県知事は自分の方で現在管理しておる中小河川、いわゆる建設省は今伺う

と十七の河川を担当するとなつておりません。それからそのうちの十二を気象台と一緒になつてやる。気象台は他の連絡というものは何でやつて、今までの事例から行くとどういうくらいの速度で行つておるか、事例をあげて下さい。

そうしますと通報は電話通報か何か

知りませんが、少くとも一刻を争うよ

うな問題が多いのです。大河川とい

うものだけじゃなくて、大河川に注ぐ中

小河川から水を持つてくる所がまた多

いわけですね。それから、そういう場

合に都道府県にも水防に関するそし

小意味の通報機関というもの、設備と

予報としてはそのまま準備されなくちゃなら

ぬと思うのです、これは。そうしてそ

ういう施設はどうなつているのです。何が建設省から出すような補助金なん

は直ちにその事項を日本電信電話公社、海上保安庁、運輸省または日本放送協会の機関に通知しなければならない、こういうのがございますが、今回

それに加えまして、日本放送協会の

「建設省又は都道府県」こういう事例から行くとどういうくらいの速

度で行つておるか、事例をあげて下さい。

○説明員(和達清夫君) 洪水警報は気象警報の一種であります。この警報に

対しまして、気象事務法の第十条で

は、そういうよの警報を出したとき

は直接にその事項を日本電信電話公

社、海上保安庁、運輸省または日本放

送協会の機関に通知しなければなら

い、こういうのがございますが、今回

それでもってそれを育成助成しているこ

とはあるのですか、現在

おるか、一べん調べて報告してくれませんか。

○政府委員(米田正文君) 承知いたしました。

○田中一君 従つて、私は今はわか

りました、全貌は。そうすると、その

連絡というものは何でやつて、今までの事例から行くとどういうくらいの速

度で行つておるか、事例をあげて下さい。

○赤木正雄君 関連して、私、法案の審議のときに質問しようと思つました

が、さきの河川局長の御発言に

関連し、また田中さんの今の発言に

ますから伺います。第十条の二項に

「建設大臣は、二以上の都府県の区域

にわたる河川又は流域面積が大きい河

川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずる」云々とありますので、この法案はむろん実際に起つた場合にどう

いう河川にこれを通用するか、そういう具体的な問題にかかわりますので、

建設省としてはすでに「流域面積が大き」というものははどういうものか、

都道府県が、自分の管理する建設省が担当する十七河川以外の河川です

が、対してどういう形の水防に関する

「洪水により国民経済上重大な損害を

生ずる」云々とありますので、この

建設省としてはすでに「流域面積が大き」というものははどういうものか、

都道府県が、自分の管理する建設省が担当する十七河川以外の河川です

が、対してどういう形の水防に関する

「洪水により国民経済上重大な損害を

生ずる」云々とありますので、この

建設省としてはすでに「流域面積が大き」というものははどういうものか、

都道府県が、自分の管理する建設省が担当する十七河川以外の河川です

が、対してどういう形の水防に関する

「洪水により国民経済上重大な損害を



○赤木正雄君 この第二条第五項のことについて、門を今度ダムと改められましたか、ダムの操作も水防計画に入ることになりますか。それからダムは水力電気にも使いましょうし、あるいは用水にも使いましょうが、水防計画でこれを操作することになると、その点で非常に困るような点がありはせぬかと思ひます。これはどういうふうなお考えですか。

○政府委員(米田正文君) これは最近御承知のように、洪水調節ダムが各所にでて参りました。従つて、洪水調節ダムの原則としては、大雨の降雨前にダムの中をからにするのが理想でございます。そこで、ダムの水を洪水期には流し出したりあるいために、非常に必要になります。

○政府委員(米田正文君) これは近所で、御承知のように、洪水調節ダムが各所にでて参りました。従つて、洪水調節ダムの原則としては、大雨の降雨前にダムの中をからにするのが理想でございます。そこで、ダムの水を洪水

期には流し出したりあるいために、非常に必要になります。

○湯山勇君 私は本法の運用についてお尋ねしたいのですけれども、その前提出として、予報とか警報とかいう言葉が非常に区別つくと思ふのです。

例によりますと、予報と警報とをそのつどわけましてやつておりますので、両方の法律の用語が若干、一方は概括的に、一方はこまかく書いておるといふ遼いでそのため非常にわかりにくいのじやないかと思ひますので、御了承願いたいと思います。

○湯山勇君 そういう御説明を聞けば、幾らかわかるような気がするのですが、この第十四条の二項の規定というのは、あまり漠然としておつたのでは氣象台長も御迷惑だし、大臣も御迷惑だと思いますので、念を押したいと思うのです。こうなつておれば、気象台長はこの二項の警報は建設大臣と協議しなければ出せない、こういう規定になつております。勝手にやれば法律違反になります。それからまた建設大臣の方も、今のように漠然としておつた場合に、気象台单独で出される警報にもの第二項の規定によつて必ず共同責任を持たなければならぬということになります。この点は明確にしておかないと、私は今度の法改正の重点は予報、警報の点を明確にしたところにあると思ひますので、この点は一つ後刻でもよろしゅうござりますから、明確にするような措置をおとりいただきたいと思います。

○説明員(北村純一君) ただいまのお話でございますが、十条の二項に書いてあります通り、建設大臣と運輸大臣が協議して定めました河川につきまして、水位と流量を示して、行なう予報及び警報については、共同責任があると思うのですが、その河川を含む地域におきましても水位、流量を含まないような予報、定性的な予報につきましては、中央気象台が单独でや

るということになつておると思います。水位、流量を示して定量的な予報、警報をする場合に、運輸大臣と建設大臣と共同して責任を負わなければなりません。だから、そういうものを含めますので、責任の紛糾はないと思います。

○湯山勇君 私はそういう内容については大して存じておりませんから、その点は疑義があるのですから、その点は何かきっと明確なものがあるのだろうと思ひますから、これは建設省の方でおわかりでしたらお示しいただきたい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) どうも専門的な問題で、私も何ですが、今までの話し合の結論を聞いておりますと、先ほど総務部長の述べられた趣旨になります。勝手にやれば法律でひとかないと、私は今度の法改正の重点は予報、警報の点を明確にしたところに關係で、やつているので、水防法であります。この点は一つ後刻でもよろしゅうござりますから、明確にするような措置をおとりいただきたいと思います。

○説明員(北村純一君) ただいまのお話でございますが、十条の二項に書いてあります通り、建設大臣と運輸大臣が協議して定めました河川につきまして、水位と流量を示して、行なう予報及び警報については、共同責任があると思うのですが、その河川を含む地域におきましても水位、流量を含まないような予報、定性的な予報につきましては、中央気象台が単独でや

るというもののねらいどころがほとんど、水害予防組合または市町村組合あるいは市町村に義務づけるということを強く規定しているようあります。ところが、その水害予防組合、市町村設立と共同して責任を負わなければなりません。だから、そういうものを含めますので、ただ定性的な予報、警報をやつております場合には、中央気象台が単独で責任を負う、こういうふうにやつております場合には、中央気象台設立と共同して責任を負わなければなりません。だから、そういうものを含めますので、責任の紛糾はないと思います。

を改正する法律案につきまして質疑を続行いたします。

○説明員(北村純一君) 午前中の湯山先生の御質問に対しまして説明が幾分不足しておったと思りますので、補足をお許し願いたいと思います。

○委員長(石川榮一君) この際北村総務部長から補足説明の発言がありましたが、これを許しますから、北村総務部長から発言願います。

○説明員(北村純一君) 中央気象台が気象業務法に基きまして行なつております予報及び警報といふものは、非常に数が多いございまして、たとえば警報といふやうなものを一つ例にあげてみましても、気象警報とか、地面現象警報、津波警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報とか、飛行場警報、空域警報、航空機警報、海上警報というように、いろいろな種類のものを出しておりますが、洪水警報もその中の一つでございます。それでこの洪水予報及び洪水警報と一口に申しましても、その中がまたさらに目的によりまして、一般的に適合するように出しておりますものと、水防活動の利用に適合するようあんばいいたしまして、申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○湯山勇君 今のように用語の概念規定が両方で違つと言われば、それは二つで違つと言つたつもりでございましたして、さきに申し上げました一般の利用に適合する洪水予報と洪水警報といふものにつきましては、気象業務法の第十三条第一項によりま

でございまして、洪水予報といふものは、非常に多くございまして、たとえば警報といふやうなものを一つ例にあげてみましても、気象警報とか、地面現象警報、津波警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報とか、飛行場警報、空域警報、航空機警報、海上警報とい

うように、いろいろな種類のものを出しだすが、この総括的な表現といふものは、気象業務法によりまして、気象業務法の第二条に「警報」とは重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行なつておられますから、兩者の用語のうち実は矛盾はないわけございま

す。なお、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○湯山勇君 一応了承いたします。思いますが、ただ法文の上に出てない

○近藤信一君 ちょっと逐条審議に入らなければならぬと

思つてますね、今の説明であります。ところが、水防法の方にはそ

うことになつております。それは全然規定がないのでござります。それからあとの方で申し上げました水防活動の利用に適合する洪水予報及び警報につきましては、気象業務法の十四条の二の第一項及び水防法の第十条の

第一項の規定によりまして中央気象台が行なうのが原則となつておるのでござります。

○説明員(北村純一君) この際北村総務部長から補足説明の発言がありましたが、これを許しますから、北村総務部長から発言願います。

いう洪水警報という言葉は一つも出でないのです。水防法に一言も出でていません。ただ、運輸大臣と建設大臣とが協議して定めました河川につきましては、水位と流量とを示して行ないます。

○説明員(北村純一君) この際北村総務部長から補足説明の発言がありましたが、これを許しますから、北村総務部長から発言願います。

なんかがたくさんございまして、二十八年、二十九年には、ため池決壟等で相当大きな被害を受けておる。そういう点から考えれば、やはりこの湖沼、たゞ見ますと、これはいろいろある問題が起るんじゃないかという懸念がありますし、同じように建設省設置法におきましても、北海道開拓法に

おきましても、やはり洪水予報、水防警報という言葉を全然使っていないのでございまして、この言葉を使わないで同じ意味を表現しております。ただ、水防法では洪水予報という言葉が、同法の十条の見出しにだけ洪水予報といふ言葉が使つてございません。この用法は気象業務法の言う洪水予報とを総括した語法ということになつておりますが、この総括的な表現といふものは、気象業務法によりまして、水防法には出てこないで、ここへ顔を出すということになりますから、運営上混乱が起る心配がありますので、それらの点についてはどういふうに扱われるか、これはまあ取扱いで、そこへ顔を出すということになりますが、運営上混乱が起る心配がありま

すので、それらの点についてはどういふうに扱われるか、これはまあ取扱いで、ここへ顔を出すということになりますが、運営上混乱が起る心配がありますので、それらの点についてはどういふうに扱われるか、これはまあ取扱いで、ここへ顔を出すということになりますが、運営上混乱が起る心配がありますので、それらの点についてはどういふうに扱われるか、これはまあ取扱いで、ここへ顔を出すということになりますが、運営上混乱が起る心配がありますので、それらの点についてはどういふうに扱われるか、これはまあ取扱いで、ここへ顔を出すということになりますが、運営上混乱が起る心配がありますので、それらの点についてはどういふうに扱われるか、これはまあ取扱いで、ここへ顔を出すということになりますが、運営上混乱が起る心配がありますので、それらの点についてはどういふうに扱われるか、これはまあ取扱いで、ここへ顔を出す

るかもござりますので、これに対するところの何か予防といふのか、どういふうな活動ができるかどうか一つ見てお聞きしたいと思います。

○政府委員(米田正文君) 今日ダムが大へん全国各地にできることは、御説の通りでございまして、できてお

りますが、そのうち洪水分調節を中心とするもの、あるいは大規模な発電所のダム、こういうものはこの法律の中に大

法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生ずるやもしれないというふうなお話上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

らのものは全国に約十萬以上、あるいは二十万以上あるかもしない。これらをやはり水防法の対象として建設省は考へていらっしゃるかどうか。それをお伺いしたい。

○政府委員(米田正文君) 今さしあたりこの法律の対象は、河川、海岸、湖沼等の公共の安全のためにそれらの水防をするというように、非常に広範囲に亘つております。で広範囲な解釈かすれば、そういうものも当然水防の対象になるものでござりますけれども、具体的に今日見ますと、われわれはこの法律の運用を水防団の活動によつて実施をしていくことにいたしておりますので、そういうものについて水防団の整備をすることが先決だと思います。今後はできるだけそういうものから関連して、法律には出てこないの問題になると思いますけれども。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○政府委員(米田正文君) 今日ダムが大へん全国各地にできることは、御説の通りでございまして、できてお

りますが、そのうち洪水分調節を中心とするもの、あるいは大規模な発電所のダム、こういうものはこの法律の中に大

法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

○説明員(北村純一君) ただいま申し上げました通りでございまして、水防法の規定とそれから気象業務法の用語が違つておりますために、多少誤解を生じます。なほ、水防警報といふ言葉が水防法にございますが、この方はただいま申し上げました洪水予報とは全然別個の觀念でございますので、念のために申し上げさせていただきます。

うなことでやつておるのではないかと思うのですが、しばしば県から通知は出したけれども実行しなかつた。これはまあ常識的には管理者にあると思うのですが、やはりこの水防法とはこれは別個になりますか。

○政府委員(米田正文君) これは今の

お話しのように、小さいため池である個人のものというようなものは、やはりその所有者が管理者でありまして、

水防団の組織外のものになります。

○宮本邦彦君 実は私具体的な例を申し上げます。一昨年あの宮崎の水害のときに、延岡の五ヶ瀬川ですか、あの川へ行ってみたときに、県からは発電のダムのゲートをあげるように命令が出ておった。ところが発電の会社は受けなかつた。ところが大洪水の直前にあけたために、下流の方は非常な被害を受けた。こういった問題でもってだいぶ地方の農民はその責任の所在を究明しておつたのですが、どうも責任のはつきりした場所がわからなくなつてしまつたのですが、こういった場合に何か法律でもつて縛るような、責任を法以外に何がありますか。

○政府委員(米田正文君) それは水防団活動の対象になる水防はこれでござりますけれども、一般的のそういうお示しになつた具体的な例については、

これはそれぞれの法律で処置をいたし

ております。たとえば河川にあるダムの操作については、河川法の規定によつてそのダムの操作の管理規程を設け、洪水時の措置等を命じておりますから、これに違反をすることになるわけあります。水防法以外に洪水防御の措置を講ずる他の法律としては、河

川法等が一筆有力に動いております。

○宮本邦彦君 私は水防法非常にけつ

こうだと思うのです。ただ現実の問題

はまあ常識的には管理者にあると思うのですが、やはりこの水防法とはこれ

は別個になりますか。

○政府委員(米田正文君) これは今の

お話しのように、小さいため池である個人のものというようなものは、やは

りその所有者が管理者でありまして、

水防団の組織外のものになります。

○宮本邦彦君 実は私具体的な例を申

し上げます。一昨年あの宮崎の水害の

ときに、延岡の五ヶ瀬川ですか、あの

川へ行ってみたときに、県からは発電

のダムのゲートをあげるように命令が

出ておった。ところが発電の会社はあ

けなかつた。ところが大洪水の直前に

あけたために、下流の方は非常な被害

を受けた。こういった問題でもってだい

ぶ地方の農民はその責任の所在を究

明しておつたのですが、どうも責任の

はつきりした場所がわからなくなつて

しまつたのですが、こういった場合に

とうは現実の問題をもう少しとらえて、そうしてそれを解決されるようないことをされたら、非常にこの水害を防ぎ得るのではないか。都城へ実は私行つてみたときに、あそこの発電ダムは県の方の水利権許可のときには、排砂門を開いて年々河床の上昇を防ぐといふことに条件がついておつたんです。

ところがあすこの発電所の開門の排砂門というものはかつて開いたことがなかつた。一昨年の洪水のときにまあ開いたということです。そのためには下流がその土砂によつて非常な災害を受けているのです。私はあの河川流域をずっと見て回つた。で、御存じのように、あのときには地元からあのダムを撤廃しろという運動まで私は起つたように覚えているのです。で、こういふふうなことを考へるときに、場所に事はなかなか困難なことである、それから河川幅を広げるということもなかなかこれは困難なことである。そういうふうなことを考へるときに、場所によつては当然かぶつてしまふようなど

うに、あのときには地元からあのダム

を撤廃しろという運動まで私は起つた

うふうに覚えているのです。で、こういふふうなことを考へるときに、場所に

事はなかなか困難なことである、それ

から河川幅を広げるということもなか

なかこれは困難なことである。そういう

ふうなことを考へるときに、場所に

の一部改正に関する部分を中心とする逐条の審議をいたしたいと思います。逐条にわたりまして順次御質問のある方は御質疑を願います。説明を求めるべき質疑をいたします。ちょっと速記をとめて。

#### (速記中止)

○委員長(石川榮一君) それでは速記を始めます。

それではページの順によりましてページごとに質疑をいたしたいと思います。まず第一ページから質疑をお願いいたします。

○湯山榮君 これは大臣が見えたお聞きしようと思つておることなんですが、建設省としてもやりたいんじゃない

かと思うのだけれども、そういう場合の補償の措置がとれないということ

で、耕地には溢水できない、あるいは原野には溢水できないといふふうなこ

とのために、洪水被害を非常に大きくなっているのじやないか。私は全国を見て回つて、今日堤防を高めるという仕事はなかなか困難なことである、それ

から河川幅を広げるということもなか

なかこれは困難なことである。そういう

ふうなことを考へるときに、場所に

事はなかなか困難なことである、それ

から河川幅を広げるということもなか

なかこれは困難なことである。そういう

ふうなことを考へるときに、場所に

事はなかなか困難なことである、それ

から河川幅を広げるということもなか

なかこれは困難なことである。そういう

ふうなことを考へるときに、場所に

事はなかなか困難なことである、それ

から河川幅を広げるということもなか

なかこれは困難なことである。そういう

ふうなことを考へるときに、場所に

事はなかなか困難なことである。それ

から河川幅を広げるということもなか

なかこれは困難なことである。そういう

ふうなことを考へるときに、場所に

事はなかなか困難なことである、それ

から河川幅を広げるということもなか

なかこれは困難なことである。そういう

ふうなことを考へるときに、場所に

事はなかなか困難なことである、それ

から河川幅を広げるということもなか

なかこれは困難なことである。そういう

てはどういうふうにお考えになつていらっしゃいますでしょうか。

○説明員(和達清夫君) わが国の河川には、非常に短かい時間で雨が降りましてから下流に水の来るものと、多少の時間の余裕のあるものといろいろございます。多少の時間の余裕のあるものにつきましては、その上流地帯に十分なる雨量の観測設備とこれを通報する設備がござりますれば、かなり今まで警報を出すことができます。しかし、時間の余裕のないものにおきましては、非常にすみやかに山岳地帯に降った雨を把握することができますが、それでも十分間に合わないときが多いので、雨が降ることを予報しなければならないことが多いのであります。こういうようになつて一般に雨を予報するとなりますと、これは非常にむずかしい問題であります。このためには、いわゆる普通の天気予報だけでなく、特に雨の強度と時刻というようなものを、こまかい地方において予報を行なうという施設はまだ日本では十分ございません。しかし、昨年の水害にかんがみまして、水害対策のための設備というのを少しずつでありますけれども、本年三年目に当りまして設備いたしておりますので、まあこういうような設備がだんだんできますと、その予報の方も相當にまで進んで参るかと思っておるのであります。で、現在では、降りました雨をできるだけすみやかにはかり、知らせることにおいて着々と設備が行われておるという段階にあります。

○湯山勇君 そこで、私がまあこういふことをお聞きするのは、昨年の十二号と十五号でしたか、その関係でですが、十二号のときについぶん警報が

早く出されまして、すいぶんその手配をしたわけです。ところが、十二号の方は案外軽く済みまして、そしてあります

○説明員(和達清夫君) この洪水予報をいたします連絡会というのが、中央気象台と建設省との間の協議の結果十五号の方はまあ上流にまかせるとい

うように格好になつたために、被害が非常に大きかったというような事例もあるのでございまして、そうすると、これは警報を非常に確率を高めようとすれば、勢い慎重になつて、そして災害防止ということの目的に反するよ

うなことにもなりかねない。そうかといつて予防ということに重点を置けば、非常に確率の低い予報に、警報になりしまつたといつたような問題が起つてゐるのじやないか。現に昨年の例から考

えて見ましてそういうことがあつたものですから、それでもしやるとすれば、これをこの通りやつて、こうとすれば、この両者の調整というものはかなりむずかしいものじやないかと思うのです。そこでできるだけ確率の高い、そうしてしかも水防の目的を達するということになれば、これは私はま

でございます。多分の時間の余裕のあるものにつきましては、その上流地帯に十分なる雨量の観測設備とこれを通報する設備がござりますれば、かなり今まで警報を出すことができます。しかし、時間の余裕のないものにおきましては、非常にすみやかに山岳地帯に降った雨を把握することができますが、それでも十分間に合わないときが多いので、雨

が降ることを予報しなければならないことが多いのであります。こういうようになつて一般に雨を予報するとなりますと、これは非常にむずかしい問題であります。このためには、いわゆる普通の天気予報だけでなく、特に雨の強度と時刻というようなものを、こまかい地方において予報を行なうという施設はまだ日本では十分ございません。しかし、昨年の水害にかんがみまして、水害対策のための設備というのを少しずつでありますけれども、本年三年目に当りまして設備いたしておりますので、まあこういうような設備がだんだんできますと、その予報の方も相当にまで進んで参るかと思っておるのであります。で、現在では、降りました雨をできるだけすみやかにはかり、知らせることにおいて着々と設備が行われておるという段階にあります。

○湯山勇君 そこで、私がまあこういふことをお聞きるのは、昨年の十二号と十五号でしたか、その関係ですが、十二号のときについぶん警報が

早く出されまして、すいぶんその手配をしたわけです。ところが、十二号の方は案外軽く済みまして、そしてあります

○説明員(和達清夫君) この洪水予報をいたしました連絡会というのが、中央気象台と建設省との間の協議の結果十五号の方はまあ上流にまかせるとい

うように格好になつたために、被害が非常に大きかったというような事例も起きまして利根川が非常な水害を起しました。その後同じよ

うな台風、アイオン台風が参りましたときが契機であります。その後同じよ

うに、私どもはその連絡会を作りましたが、努力した結果と信じております。この予報を実施することによつて、今後は成果をできるだけ上げたいというのが願いであります。この予報を実施することによつて、おきまして、これが完全とは存じておきませんが、利根川に関しては被害はございませんでした。私どもは現在に

おきまして、これが完全とは存じておきませんが、利根川に関しては被害はございませんでした。私どもは現在に

いうことを知らしておくる必要があると思います。それはどういう観点から下流の人のところに知らせるのですか、この法律について言いますと。

○説明員(北村純一君) 先ほど申し上げましたように、下流の方、その他、一般の方に対しまして水防の活動に必要なような予報あるいは警報というふうなものは、気象業務法の十四条の二によりまして行うことになつております。それで今お尋ねの趣旨はちょっと私よくわからぬのでござりますが、この水防警報とは別個に洪水警報といふものがございまして、都道府県知事はもちろんのこと、一般国民に対してそれを周知するというふうに水防法の十条、あるいは気象業務法の十四条の二によりまして決定されておりますので、そういう点の防災には差しつかえない、こういうふうに思います。

○赤木正雄君 もう一べんくどいです。規定によりますと、気象監測所以外の観測施設がござります際に、その観測規定によりますと、農林省関係の水源地域の降雨量、それはあなたの方にすぐ知らせ得るような組織になつておりますか、どうですか。

○説明員(北村純一君) 気象業務法の規定によりますと、下流の方、その他、一般の方に対しまして水防の活動に必要なような予報あるいは警報というふうなものは、気象業務法の十四条の二によりまして行うことになつております。それで今お尋ねの趣旨はちょっと私よくわからぬのでござりますが、この水防警報とは別個に洪水警報といふものがございまして、都道府県知事はもちろんのこと、一般国民に対してそれを周知するというふうに水防法の十条、あるいは気象業務法の十四条の二によりまして決定されておりますので、そういう点の防災には差しつかえない、こういうふうに思います。

○赤木正雄君 もう一べんくどいです。

○説明員(北村純一君) 森林測候所の施設にもよるのでござりますが、その

集計いたしまして、その統計の成果に

よりまして、その辺の傾向を知つて、

それが将来の予報のベースになる、こ

ういうふうな意味合いで統計にする程

度ではないかと思ひます。

○赤木正雄君 統計その他にはそれ

役に立ちましょが、実際どんなに洪

水が来るかというふうなことは山奥の

降雨量が非常に影響するのです。それ

を将来の参考にするために統計するた

めに役立つというふうなことです、何

にもなりはしない。それが実際にどれ

なつておりますが、そのうちで気象台

で必要と思われるものを、官庁の場合

は、運輸大臣から協議いたしまし

て、その通報を受ける。民間の場合で

あれば、それは法律上の義務として通

報をしてもらうというふうな措置をと

ることになつておりますので、私ども

が予報を出すのに必要な資料がそない

うところにあります場合は、気象台以外のところからもこれをもらい受けます。というような仕組みになつております。

○赤木正雄君 私は実際問題を聞いて

おるので、実際問題として、森林測候所の降雨量の調査は相当重要なもの

なのです。それが実際にすぐ下流の人

に洪水があるかもしれませんという予報、警報とか、何とかに利用し得るよう

なつておるかどうかといふ問題な

です。

○説明員(北村純一君) 森林測候所の

施設にもよるのでござりますが、その

データが先ほど説明申し上げましたよ

うに、ロボット式で即時にデータが通

報されるところの観測データは、予報

にそのまま反映すると思うのでござい

ます。その他のものはこれを長期間

集計いたしまして、その統計の成果に

よりまして、その辺の傾向を知つて、

それが将来の予報のベースになる、こ

ういうふうな意味合いで統計にする程

度ではないかと思ひます。

○赤木正雄君 統計その他にはそれ

を将来の参考にするために統計するた

めに役立つというふうなことです、何

にもなりはしない。それが実際にどれ

なつておりますが、そのうちで気象台

で必要と思われるものを、官庁の場合

は、運輸大臣から協議いたしまし

てはあらゆる気象の観測の材料で、これが役立つもので、手に入るものはあらゆるものを利用しております。それでも足りませんので、水害対策の費用をもしまして、山地にロボット雨量計を昭和三十一年度までに約百九カ所つけまして、自動的に雨が降れば通報し始しこういうふうな設備を非常にこまかくあまねくつけることはできませ

んので、その間を補うために自記雨量

計の、長い間の期間、人がいなくとも

しかもその記録をとり、調査して、そ

して代表的なそういうものの中から、

他の部分も類推できるかどうかを調査

するというふうな方法によつて現在い

たしておるのであります。

○赤木正雄君 もう一つ違った面か

ら、昭和九年と記憶しておりますが、

石川県の手取川の大水害があつた。あ

れはもつとも降雨量もありましたが、

その一番大きな原因は上流の大崩壊、

その大崩壊のために莫大の土砂が出

て、それが大水害の大きな原因になつた。こういう観点からして、大崩壊

を起すような場所とか、将来洪水に對

してどういうふうな措置をするかと、

そういうことは当然建設省といいます

か、あるいはあなたの方といいます

か、やはり、水防警報といいますか、

その一環としてお考えになるべきと思

いますか。

○説明員(和達清夫君) この洪水に關

する百の降雨量の状況がすぐあなた方

に關連して、それを警報の中に盛り込

ほんとうのものができないのであります。それが災害の来る市町村、個所といふものは、おおむね、きまつているわけなんですね。割合に比較的わかることがあります。それで、正直に申しますと、現在ではまだ十分の調査研究を要する段階と

なんですね。そういうところに災害々々

といつて、災害復旧でもって非常に地

方負担が多くなり、なおかつこの補償

ということになりますと、そうする

と、財源がなくなつてくるのは当然な

んですね。その場合、今言う地方交付

金でもつてまかなかつていこうといふ

ことになるのでしょうかけれども、基準は

どこに置いて、条例にまかせたといつ

て条例にまかしたのでは、これは財源

から見て非常に少いものにならざる

を得なくなつてくる。それは不公平

です。どういうふうになつております

か。

○政府委員(米田正文君) この公務災

害補償については、根本的な考え方と

しては、この公務によって災害を受け

た者の当然受けるべき補償の権利とい

う点をまず決定することと、それとそ

の裏づけになる財源の問題と、二つに

なると思うのであります。そこで、第一

項の前段の問題は、最も重要な問題

として置きました、後段の財源の問題

でございますが、これは、実は、今日

の情勢では、現行法では補助することができるということになつておらず、この規定を入れたわけでございますが、補助では、従来の実績から見ると非常にひどい例は、死亡しても一万円の慰藉金しか出しておらん

ことがあります。補助では、従来の実績から見ると非常にひどい例は、死亡し

て、そういうことになりますと、この規定を入れたわけでございまし

て、そういうわけで市町村財政が非

常に窮屈だということは明らかでござります。われわれとしては、窮屈ではありますけれども、まず市町村の建前として払うことにして、その財政が非常に苦しくなれば、今のお話のように私は相当災害があることだと思います。私ども特別交付税の制度によつてカバーリしていくべきです。で、このときにはおそらく事業問題としては、その村には相当災害があることだと思いますから、そういうものを一緒にいたしまして、災害の額が相当出て参りますれば、それについて特別交付税を考えるという建前にいたしたい。基準についてももちろん条例にまかしてありますけれども、法文上は条例にまかしてありますけれども、しかし、そうまくせつ放しではこれはいけない。で、基準を作つて全国大体同じレベルで措置しますようにしたいと考えております。

○田中一君 基準についても、かりに死亡した場合でも、負傷し

ね翌年度、災害の年度内にやる場合も、かりに死亡した場合でも、負傷し

の比率でもつてやるとしても、やつぱり長期になつてくるのですね。そうすます。そうしてまあ三・五・二

あります。おおむねこれはあとになりますと、これはもうとてたるつもりであるかどうかという問題です。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 私から申し上げます。その問題は、あらかじめ予算処理を講じておくというわけにもいきません。問題でありますから、お話しの段階ではこれ以上のことはできません。

○田中一君 このように、金融の処置等、条例の基準、あるいは準備金の処置等、その事態に応じて最善の努力をいたさなければならんと思うので、私は現在そういう考え方をもつております。

○田中一君 一昨年の水害のように、あいつ大きくなりますと、いろいろなものがだんだんふえてくる。そういうふうなことがだんだんふえてくる。そうするところですか、私が要求した資料の中でも、水防による死傷者に対する扶助金等調べているのは、一応今までの過去の実績を出してみまして、これは大体一件当たりの金額はだいぶ上ってきておりますが、これは当然だと思うのです。これはおそらく、物価あるいは貯金にスライドしてこうなったと思うのですが、そしてもしも金がないという時分には、短期融資でもして、とりあえず補おうという考え方をもつておる

のですか。金がないという場合に、特別交付税並びにと言つても、これはありますけれども、まず市町村の建前としては、死傷者を確認してそしめてくるのです。従つてこれはまあ应急対応の問題と関連していましまして、そのことは起り得ましょ

うことがあります。それが、おおむねこれはあとになりますと、これはもうとてたるつもりであるかどうかという問題です。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 私から申し上げます。その問題は、あらかじめ予算処理を講じておくというわけにもいきません。問題でありますから、お話しの段階ではこれ以上のことはできません。

○田中一君 このように、金融の処置等、その事態に応じて最善の努力をいたさなければならんと思うので、私は現在そういう考え方をもつております。

○田中一君 これは大臣に言つてもらおうと非常に安心なんですが、もう少し、私は現在そういう考え方をもつております。

る市町村の費用負担もある、こうなつておりますね。一応水防施設をするための費用といふものを補助されてあれば、その金だけは、なるほど法律ができて、公務の災害を受けた場合、予算がとれるからあるでしょう。これはわかるのです。しかしながらもし固まつてない場合はどうするかということを考えなくちや、死んでも死にきれないようになるのです。その用意の問題です。それをしないで、できるだらうということでは納得できない。ことに互助機関があつて適当にやるだらうではいけない。強制しておるのである。法律の裏づけがなければいかぬ。裏づけは治庁なりと話し合つて、この場合特別交付金というものがなかなか急速に間に合わなければ短期融資でも、人情があれば、やつてやるという、あたたかい発言を速記録に残さなければならぬ。われわれ何のために審議しているかわからぬ。権利があつても裏づけの義務がなかつたらどうするか。これは建設大臣が地方水防活動、水防施設を拡充して、水防精神というものをもつと高揚する意味において、大臣から責任ある答弁をして下さい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 先ほど申

し上げたように、今河川局長が互助共済の制度を考えようというのは、こちらの水防団の方に今あるわけではなくて、消防団がそういうものをやつてから、これでとつてもつて今後の方策の一つに考えようとしたわけであつまして、今の田中委員のお話のように、当面この問題に対する政府の心がけとしましては、先ほど私が申し上げる市町村の費用負担もある、こうなつておりますね。一応水防施設をするための費用といふものを補助されてあれば、その金だけは、なるほど法律ができて、公務の災害を受けた場合、予算がとれるからあるでしょう。これはわかるのです。しかしながらもし固まつてない場合はどうするかということを考えなくちや、死んでも死にきれないようになるのです。その用意の問題です。それをしないで、できるだらうと

いうことでは納得できない。ことに互助機関があつて適当にやるだらうではいけない。強制しておるのである。法律の裏づけがなければいかぬ。裏づけは治庁なりと話し合つて、この場合特別交付金といふものがなかなか急速に間に合わなければいけない。裏づけはただ相済まぬですから、その的確な裏打ちというわけではありませんけれども、別に報賞制度を設けて、これは財源としてはわずかな頭を出しておりますが、必要とあれば予備費から充当をすることによってその事態に対応するだけの、できるだけの処置を講じようとしているが、この段階における考え方方であります。従つてこの義務を課したその財政処置についてどうするかという、まつこから御意見に對するだけの、できるだけの処置を講じようとしているが、この段階における考え方方でありますから、私は今これに對して、この分だけをどの交付金からとくに準備をいたしておるわけではありません。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 先ほど申

し上げたように、今河川局長が互助共済の制度を考えようとは、こちらの水防団の方に今あるわけではなくて、消防団がそういうものをやつてから、これでとつてもつて今後の方策の一つに考えようとしたわけであつまして、今の田中委員のお話のように、当面この問題に対する政府の心がけとしましては、先ほど私が申し上げる市町村の費用負担もある、こうなつておりますね。一応水防施設をするための費用といふものを補助されてあれば、その金だけは、なるほど法律ができて、公務の災害を受けた場合、予算がとれるからあるでしょう。これはわかるのです。しかしながらもし固まつてない場合はどうするかということを考えなくちや、死んでも死にきれないようになるのです。その用意の問題です。それをしないで、できるだらうと

いうことでは納得できない。ことに互助機関があつて適当にやるだらうではいけない。強制しておるのである。法律の裏づけがなければいかぬ。裏づけはただ相済まぬですから、その的確な裏打ちというわけではありませんけれども、別に報賞制度を設けて、これは財源としてはわずかな頭を出しておりますが、必要とあれば予備費から充当をすることによってその事態に対応するだけの、できるだけの処置を講じようとしているが、この段階における考え方方であります。従つてこの義務を課したその財政処置についてどうするかという、まつこから御意見に對するだけの、できるだけの処置を講じようとしているが、この段階における考え方方でありますから、私は今これに對して、この分だけをどの交付金からとくに準備をいたしておるわけではありません。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 先ほど申

し上げたように、今河川局長が互助共済の制度を考えようとは、こちらの水防団の方に今あるわけではなくて、消防団がそういうものをやつてから、これでとつてもつて今後の方策の一つに考えようとしたわけであつまして、今の田中委員のお話のように、当面この問題に対する政府の心がけとしましては、先ほど私が申し上げる市町村の費用負担もある、こうなつておりますね。一応水防施設をするための費用といふものを補助されてあれば、その金だけは、なるほど法律ができて、公務の災害を受けた場合、予算がとれるからあるでしょう。これはわかるのです。しかしながらもし固まつてない場合はどうするかということを考えなくちや、死んでも死にきれないようになるのです。その用意の問題です。それをしないで、できるだらうと

いうことでは納得できない。ことに互助機関があつて適当にやるだらうではいけない。強制しておるのである。法律の裏づけがなければいかぬ。裏づけはただ相済まぬですから、その的確な裏打ちというわけではありませんけれども、別に報賞制度を設けて、これは財源としてはわずかな頭を出しておりますが、必要とあれば予備費から充当をすることによってその事態に対応するだけの、できるだけの処置を講じようとしているが、この段階における考え方方であります。従つてこの義務を課したその財政処置についてどうするかという、まつこから御意見に對するだけの、できるだけの処置を講じようとしているが、この段階における考え方方でありますから、私は今これに對して、この分だけをどの交付金からとくに準備をいたしておるわけではありません。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 先ほど申

し上げたように、今河川局長が互助共済の制度を考えようとは、こちらの水防団の方に今あるわけではなくて、消防団がそういうものをやつてから、これでとつてもつて今後の方策の一つに考えようとしたわけであつまして、今の田中委員のお話のように、当面この問題に対する政府の心がけとしましては、先ほど私が申し上げる市町村の費用負担もある、こうなつておりますね。一応水防施設をするための費用といふものを補助されてあれば、その金だけは、なるほど法律ができて、公務の災害を受けた場合、予算がとれるからあるでしょう。これはわかるのです。しかしながらもし固まつてない場合はどうするかということを考えなくちや、死んでも死にきれないようになるのです。その用意の問題です。それをしないで、できるだらうと

いうことでは納得できない。ことに互助機関があつて適当にやるだらうではいけない。強制しておのである。法律の裏づけがなければいかぬ。裏づけはただ相済まぬですから、その的確な裏打ちというわけではありませんけれども、別に報賞制度を設けて、これは財源としてはわずかな頭を出しておりますが、必要とあれば予備費から充当をすることによってその事態に対応するだけの、できるだけの処置を講じようとしているが、この段階における考え方方であります。従つてこの義務を課したその財政処置についてどうするかという、まつこから御意見に對するだけの、できるだけの処置を講じようとしているが、この段階における考え方方でありますから、私は今これに對して、この分だけをどの交付金からとくに準備をいたしておるわけではありません。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 先ほど申

し上げたように、今河川局長が互助共済の制度を考えようとは、こちらの水防団の方に今あるわけではなくて、消防団がそういうものをやつてから、これでとつてもつて今後の方策の一つに考えようとしたわけであつまして、今の田中委員のお話のように、当面この問題に対する政府の心がけとしましては、先ほど私が申し上げる市町村の費用負担もある、こうなつておりますね。一応水防施設をするための費用といふものを補助されてあれば、その金だけは、なるほど法律ができて、公務の災害を受けた場合、予算がとれるからあるでしょう。これはわかるのです。しかしながらもし固まつてない場合はどうするかということを考えなくちや、死んでも死にきれないようになるのです。その用意の問題です。それをしないで、できるだらうと



なつて、この予防組合に對して財政措置をみてやるというようないわゆる省令とも申しましようか、行政的な運営をはかつていただきまして、なるべく全国的に公平に公務災害補償が水防に關しましてできますようにお願いしておきます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まことに適切な御注意でありまして、私どもさうにいたさなければなるまいと考えておりますから、よく検討いたします。

○田中一君 では何ですか、水害予防組合といふものは漸次なくしていこう、そうして市町村一本にしようといふ考え方でも含みを持つておるのであります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはいろいろ歴史もあるし、それぞれ地元の人たちの熱意をもとにやってゆくような意向から、形式的な制度だけを作ることはいかがかと思いますが、しかし何と申しても、一面においては経済を無視したことはできませんから、そういう点で漸次今委員長のお話のように予防組合が浮き上ります。漸次検討いたして参りたいと考えて、別に今田中さんのおっしゃるように一拳にこれを変えるということもいかがと思ひますから、よくその点は実情に合せて考えて参りたい。

○田中一君 漸次つぶれていくものはやむを得ない。こういう議論になりますが、水防組合、民間の予防組合をやつておるものは手を上げちやいます。従つて漸次そういうものを解消して町の自治団体に統合しよう、集めてし

まえというような傾向になるわけですね。それから今河川局長が言つておる如とでも申しましようか、行政的な運営をはかつていただきまして、なるべく全国的に公平に公務災害補償が水防に關しましてできますようにお願いしておきます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まことに適切な御注意でありまして、私どもさうにいたさなければなるまいと考えておりますから、よく検討いたします。

○政府委員(米田正文君) 私が先ほど申したのは、いろいろ内容があると、こういふので申し上げたにすぎないのでありまして、実は頭に浮んだのは淀川の右岸と左岸に水害予防組合がござります。これは非常に古い歴史を持っています。それから非常に水害予防組合が財政基盤もしっかりとおりまして、財政基盤もしっかりしておりますので、ああいうところにいる考え方でも含みを持つておるのでありますと、せんだつても水防をやりました。が、全員団服を新調してやれる、らしいの能力を持っておるのであります。これはまあ特例でございまして、それだから非常に水害予防組合が財政基盤もしっかりとあります。これがいいという趣旨で申し上げたわけでございませんから。

○湯山勇君 私は先ほどの結果をつけたが、全員団服を新調してやれる、らしいの能力を持っておるのであります。これはまあ特例でございまして、それだから非常に水害予防組合が財政基盤もしっかりとあります。これがいいという趣旨で申し上げたわけでございませんから。

○田中一君 淀川の水害予防組合は基金がどのくらいあるか調べて下さい。それからもう一つ、消防の方の基準のつとつとつてやろうという意向らしいのです。まあ百万円くらい要るでしょう、一人。そうするとどのくらいの——死亡者一人百万円出すということが、それから何か二年わたると一時金をやる、この消防の方は出すわけですね。それはどのくらいの額になつて、それをやるだけのものを淀川の水害予防組合が持つてあるかといふことを一つ報告して下さい。これは

豊な所もあるということは、建設大臣の答弁があつたからいいようなもので、あれがなかつたらちょっと失言だと思います。

○政府委員(米田正文君) それでは取り消します。

○委員長(石川榮一君) 次に「第十六条の見出しを」というところから同じ三ページの第二項、第三項までを議題に供します。

○政府委員(米田正文君) これは洪水量というものを総合的に組み立てまして、それから洪水の判断をいたすのでございますから、その所管としては上流地域についての雨量等の気象の観測施設を持っております気象台と、それから下流の河川につきまして、その河川の中に持っております建設省の水位標と、そういう施設が一体になつて初めて完全な洪水予報ができるのです。両省が協議いたしてきめるという

臣が運輸大臣に協議していかなければきめられないかということを御説明願いたい。

○政府委員(米田正文君) これは洪水量というものを総合的に組み立てまして、それから洪水の判断をいたすのでございますから、「中央気象台」も今の関連であります。それから「中央気象台」も今の関連であります。それがあると認められるときには、「これはよろしいのですが——そ

て、それから洪水の判断をいたすのでございますから、その所管としては上流地域についての雨量等の気象の観測施設を持っております気象台と、それから下流の河川につきまして、その河川の中に持っております建設省の水位標と、そういう施設が一体になつて初めて完全な洪水予報ができるのです。両省が協議いたしてきめるという

臣が運輸大臣に協議していかなければきめられないかということを御説明願いたい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 追加しまして、大臣が出されるのは気象台長と協議で出される洪水予報と洪水警報、これが加わるということをこの際一つ御確認をしておいていただきたいと思います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) さようになって、大臣が出されるのは気象台長と協議で出される洪水予報と洪水警報、これが加わるということをこの際一つ御確認をしておいていただきたいと思います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 先ほど申し上げたように、現在の段階においては、設備その他の関係からいたしまして、言葉を逆にいえば、これらの条件といふものは、いわゆる重要河川といふものがあつたりなんかして、手違いが起つちやいけないから、そこで川をきめるということは、両省が公式に話しあつてきめる、協議してきめるところです。まあ法律に書かなくても事実やればいいのですが、このことは非常に対外的明確にすることを必要とするから、

○國務大臣(竹山祐太郎君) ちよつと待って下さい。あるのですから……。この運輸大臣に協議するのはこれだけのものなのです。ほかには協議しないのですか。ほかには協議しないのですか。十一条の二項で予報の通知の方から……。

○田中一君 ちよつと待って下さい。

○田中一君 ちよつと待って下さい。あるのですから……。この運輸大臣に協議するのはこれだけのものなのです。ほかには協議しないのですか。ほかには協議しないのですか。十一条の二項だけの問題ですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 法律上びつとばかり納得できないのですが、よつとばかり納得できないのですが、これがあるわけですから、そういう意味で長らしく書いてあります。それで、重要な河川をどこどこにきめるに、重要河川をどこどこにきめるかということを両省大臣が明確にきめておかないと、通報が混乱するおそれがあるわけですから、そういう意味で長らしく書いてありますが、要するに、重要河川をどこどこにきめる

○國務大臣(竹山祐太郎君) どうも今のところ私にちつときめるということを明確にするのはここであります。その他のことについては、またいろいろ事實上の協議はいたしました。

○田中一君 どうも今のところ私は生ずるおそれのあるもの」ここまで川で洪水により流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるもの」ことを御承知のように中央気象台と建設省の通報機関とが共同の責任において川を限定する、川の流域をきめるということがねらいであ

る。これがよろしいのですが——それは御承知のように中央気象台と建設省の通報機関とが共同の責任において川を限定する、川の流域をきめるということがねらいであ

ることに限定されますね。それから「洪水のおそれがあると認められるときには、「これはよろしいのですが——そ



ようというのであって、ほかを除外するという意味ではないでしようが、無制限にばつとやつておけば、通報の方がまた變つてくるというようなことで、今のような、地域を限定するといふことも出てくるだらうと思ひます

が、なお専門的に一つ。

○赤木正雄君 たとえて申しますと、淀川流域におきまして、大阪府内の下流の分はわかりました。琵琶湖周辺の河川、これは淀川流域でありますから、これは川は小さいが、滋賀県というところは、非常に大きな耕地関係の問題があります。こういうようなものは全然当てはまらないわけですね、現実に。

○説明員(北村純一君) ただいまのお話のようなものは、水防法の十条によりまして、建設省と中央気象台が協力してやる範囲には入らないと思うのでございますが、氣象業務法十四条の二第一項によりまして、気象台はそれについております。そこで建設省が必要なる予報、警報をすることになりました。

○赤木正雄君 実はこの問題は建設省の方の御答弁を願いたい。実際問題として、田中さんの御質問と非常に関連しているのです。

○政府委員(米田正文君) これは、琵琶湖の水位は予報する予定でございます。というのは、御承知のように長年、あそこは観測施設を持つております。それで、本格的に予報いたす予定でございます。

○赤木正雄君 そういたしますと、琵琶湖の水位は、琵琶湖流域の各河川も

とか姉とかたくさんあります。そういう各河川にもやはりその措置というものができますか。

○政府委員(米田正文君) それらはもう少し——よく私は承知をいたしておませんが、いずれにしましても、各市町村は、水防に關係のある市町村と

いうものは水防の責任を持つております。ですから、水防団の有無にかかわらず、市町村は水防の責任を持つておることになります。

○赤木正雄君 琵琶湖は野洲川、姉川、そういう河川よりもむしろ湖面の水量が非常に影響するのです。これにはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(米田正文君) これは私どもの今の段階における考え方方は、鳥居川の量水標で琵琶湖の水位の表現をいたしております。それと上流各地と湖岸の水位は、大体今までの長い間の経験で関連がついております。そこで建設省としては、鳥居川の水位を発表いたしまして、あとは県がそれのつながりをつけておりますから、県目地としておりません。それと上流各地と湖

の方では、水系ごとに——水系ごとにと言つておりますが、水系という観念は支流は入らないのです。たとえば利根川の中流地区に降る雨と、支流に降る雨と、雨量計がどちらにあるかといえれば、雨のうんと降る山の方に雨量計が十分に働かなければなりません。古河辺にある雨量計では、歳密には計算といふものは出でないのです。そういうものを全部含んでいるのが水防警報の仕事だということを言つておるが、結局、予報するの

水予報連絡組織ができるということになると、水系じゃないのです、部分といふことになるのです。特定ならば水系といふことにならぬのです。利根川も支川も入つておるところの地域で、全國の山岳地方の資料は極力入れております。

○田中一君 そうすると、共同協議する部分に対しては、特定のその水系のうちの一部分といふこともあります。

○赤木正雄君 そういたしますと、琵琶湖流域の各河川も

ですね。

○説明員(和達清夫君) 特定河川の特定部分であります。

○田中一君 そういう意味ですね。それでいいのですが、建設省の方は。

○国務大臣(竹山祐太郎君) いや、こうしたことで、山奥にも施設がある地帯というものをきめておいて、あらかじめ水は何ぼ出るぞという予報をする対象のところは、対象としてきめけれども、多くの方を除外していくという観念じゃないでしょうか。それをお水系という意味で気象台の方で言うおるわけでしょう。

○田中一君 さつき湯山君の質問に答えて、水防警報という中には、雨量もちゃんと入るということを言つているのです。そうすると雨量計といふものは、たとえば利根川の中流地区に降る雨と、支流に降る雨と、雨量計がどつておるわけですか。

○田中一君 さつき湯山君の質問に答えて、水防警報という中には、雨量もちゃんと入るということを言つているのです。そうすると雨量計といふものは、たとえば利根川の中流地区に降る雨と、支流に降る雨と、雨量計がどつておるわけですか。

○田中一君 さつき湯山君の質問に答えて、水防警報という中には、雨量もちゃんと入るということを言つているのです。そうすると雨量計といふものは、たとえば利根川の中流地区に降る雨と、支流に降る雨と、雨量計がどつておるわけですか。

○田中一君 さつき湯山君の質問に答えて、水防警報という中には、雨量もちゃんと入るということを言つているのです。そうすると雨量計といふものは、たとえば利根川の中流地区に降る雨と、支流に降る雨と、雨量計がどつておるわけですか。

○田中一君 さつき湯山君の質問に答えて、水防警報という中には、雨量もちゃんと入るということを言つているのです。そうすると雨量計といふものは、たとえば利根川の中流地区に降る雨と、支流に降る雨と、雨量計がどつておるわけですか。

○田中一君 さつき湯山君の質問に答えて、水防警報という中には、雨量もちゃんと入るということを言つているのです。そうすると雨量計といふものは、たとえば利根川の中流地区に降る雨と、支流に降る雨と、雨量計がどつておるわけですか。

うかわからぬのですが、水系といふのは、この利根川という川を形づくつておるところのあらゆる支川も入り込んでものをいっておると思つておりますが、それは違うのです。

○政府委員(米田正文君) ここに書いたしません。

○政府委員(米田正文君) そこはわれわれの考えておると氣象台の考えておるのと、表現がちょっと違つたかと

思いますが、われわれの今考えておりますのは、全水域にわたつて雨量の観測所があり、各水系については、その河川筋については、量水標が設置され思つておるわけです。そこでそういう関係から予報するのですが建設省の今の

考へ、水位、流量を示して行う予報といふものは、下流の水位測定地点を対象にして予報します。従つて栗橋、佐原、野田あるいは八斗島というような地點を定めて、水位、流量を示して予報をする。たゞ気象台の言われるの

は、全体の水域から見れば、そういう水位、流量を示さぬでも、降雨量は三百ミリあつたという場合には、大体各河川に相当な出水があると、こういう表現を使われるのだろうと思いますの

で、そこで全体について予報されると河川に相当な出水があると、こういうものがいう水位、流量を示してというの

を言つておるが、結局、予報するの

は、そのある部分だということになる。これは、利根川といふのは、利根川も支川も入つておるところの地域で、全国の山岳地方の資料は極力入れております。

○国務大臣(竹山祐太郎君) それは食料管理者が地建の本局の調査課長なら、水防監理者または量水標の管理者が、水防計画の中に定められてゐる箇所、たとえて申しますと、栗橋の量水標管理者が地建の本局の調査課長なら、それをさらにその下部組織に流す、それを通知と呼んでおります。それから通報というのは、そういう通知を受けた水防監理者または量水標の管理者が、水防計画の中に定められてゐる箇所、たとえて申しますと、栗橋の量水標管理者が地建の本局の調査課長なら、それをさらにその下部組織に流す、それを通知と呼んでおります。

○田中一君 そうすると通報というの

4の「公示しなければならない」この公示というのは、これは結局水防警報を出すということを指定し、かつこれ

を公示しなければならぬ、そういう意を示すのか。

○政府委員(米田正文君) ここに書いております。ような条件を備えておるもので、それを大臣または都道府県知事が指定したものであります。

○田中一君 この中には全部ある通報と通知、まず一つ、これはどういう解釈をするのか教えて下さい。通報と通報をする対象としてきめられたけれども、多くの方を除外していくけれども、多くの方を除外していく

のだろうと僕は了解しているのですが、公示ということがまずわからないので、通報と通知とどう違うか、ちょっと説明して下さい。

○政府委員(米田正文君) ここで使つております通知といふのは、都道府県知事が建設大臣の洪水の予報を行なつたもの、それの通知を受けた場合に、これをさらにその下部組織に流す、それを通知と呼んでおります。それから

通報といふのは、そういう通知を受けた水防監理者または量水標の管理者が、水防計画の中に定められてゐる箇所、たとえて申しますと、栗橋の量水標管理者が地建の本局の調査課長なら、それをさらにその下部組織に流す、それを通知と呼んでおります。

○田中一君 そうすると通報といふのは、それでも終点だということです。

○委員長(石川榮一君) 次に、「洪水予報の通知」——第十条の二から第十条の五までを議題に供します。

○田中一君 先ほど私から大いぶ聞い

たのですが、そこで質問だけ私勝手にしますからごめん下さい。第十条の四の

公に知らせるという意味なんですが、私どもの考え方は間違いかどう

か。通報、通知したものを見つめに……。

○政府委員(米田正文君) これはまた建設大臣の場合は、第一項の規定によつて、河川等を指定したときに、それを始末ということですか。跡始末といつて、洪水の通知をしたものと文書であります。

○田中一君 そうするとこれは結局跡始末ということですか。跡始末といつて、洪水の通知をしたものと文書であります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) それはさつきの前の場合と同じように、その範囲をあらかじめ、この範囲にはこういうことをするのだという地帯を公示しておいて、それから今の通知、通報の問題が起る。第一項を受けてのやつであります。

○石井桂君 大へん迂遠な質問です。

○赤木正雄君 さつき赤木委員が御質問になるのは、さつき赤木委員が御質問になつたことにかなり関連があるので、数年前六甲山がくずれてばつと泥が流れましたね、ああいうものが対象になるかということをお聞きしたいのです。長い雨でもっと山がくずれる。それで、水だけだと大したことがない。しかし泥もあれは一緒に流れたので非常にひどかつた。芦屋川ですかね、あれで地下鉄まで埋まつてしまつたわけです。そういうものが水防法の対象になるかどうか。

○政府委員(米田正文君) この法律そのものの対象が、水管の防御が目的でございます。そこで、土砂がくずれましたやはり一つの、そのときには水

と土砂とが一緒になつたものであります。

○政府委員(米田正文君) これはまた建設大臣の場合は、官報で公示すます、じゃ六甲河川の問題はどうかといふことになりますと、洪水予報について、これは相当流れる時間のある川

ではないと、技術上むずかしいのでござります。そこで問題は、水防警報の中に入れるかどうかという問題でございま

すが、大雨のあります場合に、私は知事のもとに水防警報が行わることを今のことと予想いたしております。まだ確定をいたしておりませんで、各県ともどこどこで水防警報をやるということが確定いたしておりませんから、はつきりは申し上げられませんけれども、大体の予想としてそういうふうに考えております。

○赤木正雄君 今、石井さんから六甲の例が出来ましたが、それを言うのですよ。神戸のとき、小さな川ですけれども、莫大な被害があるのです。そうすると、大きな河川はさつき田中委員の御質問通り、下流の方はちゃんと指定しますがね。小さな川で莫大な被害があつても、これから全然除外されてしまう。そうすると、河川局長は六甲は流域が短いから云々とおっしゃいましたが、あそこにかりに二百ミリ三百ミリの雨が降れば、降雨量そのものは

ます。そこで、水を一応とめたならとめたところにあります。そこで、土砂がくずれました。そのときには水

と、小さい川というようなものがお話しになりましたが、これは流量、水位を示す、じゃ六甲河川の問題はどうかといふことになりますと、洪水予報について、これは相違する時間のある川

ではないと、技術上むずかしいのでござります。そこで問題は、水防警報の中に入れるかどうかという問題でございま

すが、大雨のあります場合に、私は知事のもとに水防警報が行わることを今のことと予想いたしております。まだ確定をいたしておりませんで、各県ともどこどこで水防警報をやるということが確定いたしておりませんから、はつきりは申し上げられませんけれども、大体の予想としてそういうふうに考えております。

○赤木正雄君 今、石井さんから六甲の例が出来ましたが、それを言うのですよ。神戸のとき、小さな川ですけれども、莫大な被害があるのです。そうすると、大きな河川はさつき田中委員の御質問通り、下流の方はちゃんと指定しますがね。小さな川で莫大な被害があつても、これから全然除外されてしまう。そこで、水を一応とめたならとめたところにあります。そこで、土砂がくずれました。そのときには水

と、小さい川というようなものがお話しになりましたが、これは流量、水位を示す、じゃ六甲河川の問題はどうかといふことになりますと、洪水予報について、これは相違する時間のある川

ではないと、技術上むずかしいのでござります。そこで問題は、水防警報の中に入れるかどうかという問題でございま

すが、大雨のあります場合に、私は知事のもとに水防警報が行わることを今のことと予想いたしております。まだ確定をいたしておりませんで、各県ともどこどこで水防警報をやるということが確定いたしておりませんから、はつきりは申し上げられませんけれども、大体の予想としてそういうふうに考えております。

○赤木正雄君 今、石井さんから六甲の例が出来ましたが、それを言うのですよ。神戸のとき、小さな川ですけれども、莫大な被害があるのです。そうすると、大きな河川はさつき田中委員の御質問通り、下流の方はちゃんと指定しますがね。小さな川で莫大な被害があつても、これから全然除外されてしまう。そこで、水を一応とめたならとめたところにあります。そこで、土砂がくずれました。そのときには水

と、小さい川というようなものがお話しになりましたが、これは流量、水位を示す、じゃ六甲河川の問題はどうかといふことになりますと、洪水予報について、これは相違する時間のある川

ではないと、技術上むずかしいのでござります。そこで問題は、水防警報の中に入れるかどうかという問題でございま

すが、大雨のあります場合に、私は知事のもとに水防警報が行わることを今のことと予想いたしております。まだ確定をいたしておりませんで、各県ともどこどこで水防警報をやるということが確定いたしておりませんから、はつきりは申し上げられませんけれども、大体の予想としてそういうふうに考えております。

○赤木正雄君 今、石井さんから六甲の例が出来ましたが、それを言うのですよ。神戸のとき、小さな川ですけれども、莫大な被害があるのです。そうすると、大きな河川はさつき田中委員の御質問通り、下流の方はちゃんと指定しますがね。小さな川で莫大な被害があつても、これから全然除外されてしまう。そこで、水を一応とめたならとめたところにあります。そこで、土砂がくずれました。そのときには水

と、小さい川というようなものがお話しになりましたが、これは流量、水位を示す、じゃ六甲河川の問題はどうかといふことになりますと、洪水予報について、これは相違する時間のある川

ではないと、技術上むずかしいのでござります。そこで問題は、水防警報の中に入れるかどうかという問題でございま

すが、大雨のあります場合に、私は知事のもとに水防警報が行わることを今のことと予想いたしております。まだ確定をいたしておりませんで、各県ともどこどこで水防警報をやるということが確定いたしておりませんから、はつきりは申し上げられませんけれども、大体の予想としてそういうふうに考えております。

○委員長(石川榮一君) 次に「第十六条第一項中」というところから六ページの四項の末尾までを議題に供します。

別に御質疑がありませんようでしたら、さらに引き続きまして、三十三条の末尾までを議題に供します。

○田中一君 これはだいぶ問題があるのですよ。この「利益を受ける市町村の費用負担」というもの、これもやはり先ほど言ったように、基準がなくちども、莫大な被害があるのです。そうすると、大きな河川はさつき田中委員の御質問通り、下流の方はちゃんと指定しますがね。小さな川で莫大な被害があつても、これから全然除外されてしまう。そこで、水を一応とめたならとめたところにあります。そこで、土砂がくずれました。そのときには水

と、小さい川というようなものがお話しになりましたが、これは流量、水位を示す、じゃ六甲河川の問題はどうかといふことになりますと、洪水予報について、これは相違する時間のある川

ではないと、技術上むずかしいのでござります。そこで問題は、水防警報の中に入れるかどうかという問題でございま

すが、大雨のあります場合に、私は知事のもとに水防警報が行わることを今のことと予想いたしております。まだ確定をいたしておりませんで、各県ともどこどこで水防警報をやるということが確定いたしておりませんから、はつきりは申し上げられませんけれども、大体の予想としてそういうふうに考えております。

○赤木正雄君 今、石井さんから六甲の例が出来ましたが、それを言うのですよ。神戸のとき、小さな川ですけれども、莫大な被害があるのです。そうすると、大きな河川はさつき田中委員の御質問通り、下流の方はちゃんと指定しますがね。小さな川で莫大な被害があつても、これから全然除外されてしまう。そこで、水を一応とめたならとめたところにあります。そこで、土砂がくずれました。そのときには水

と、小さい川というようなものがお話しになりましたが、これは流量、水位を示す、じゃ六甲河川の問題はどうかといふことになりますと、洪水予報について、これは相違する時間のある川

ではないと、技術上むずかしいのでござります。そこで問題は、水防警報の中に入れるかどうかという問題でございま

すが、大雨のあります場合に、私は知事のもとに水防警報が行わることを今のことと予想いたしております。まだ確定をいたしておりませんで、各県ともどこどこで水防警報をやるということが確定いたしておりませんから、はつきりは申し上げられませんけれども、大体の予想としてそういうふうに考えております。

○赤木正雄君 今、石井さんから六甲の例が出来ましたが、それを言うのですよ。神戸のとき、小さな川ですけれども、莫大な被害があるのです。そうすると、大きな河川はさつき田中委員の御質問通り、下流の方はちゃんと指定しますがね。小さな川で莫大な被害があつても、これから全然除外されてしまう。そこで、水を一応とめたならとめたところにあります。そこで、土砂がくずれました。そのときには水

と、小さい川というようなものがお話しになりましたが、これは流量、水位を示す、じゃ六甲河川の問題はどうかといふことになりますと、洪水予報について、これは相違する時間のある川

ではないと、技術上むずかしいのでござります。そこで問題は、水防警報の中に入れるかどうかという問題でございま

すが、大雨のあります場合に、私は知事のもとに水防警報が行わることを今のことと予想いたしております。まだ確定をいたしておりませんで、各県ともどこどこで水防警報をやるということが確定いたしておりませんから、はつきりは申し上げられませんけれども、大体の予想としてそういうふうに考えております。

○政府委員(米田正文君) お説のよう定なんですね。これをどういう区域で、どういう考え方でもつて負担させ

ます。そこで問題は、水防警報の中に入れるかどうかという問題でございま

すが、大雨のあります場合に、私は知事のもとに水防警報が行わることを今のことと予想いたしております。まだ確定をいたしておりませんで、各県ともどこどこで水防警報をやるということが確定いたしておりませんから、はつきりは申し上げられませんけれども、大体の予想としてそういうふうに考えております。

○政府委員(米田正文君) 私どもも大へんむずかしい問題だと思っておりま

すが、今一応考えておりま

すのは、先年キヤスリン台風で切れました稟橋の上流については、やはりその下流被害

を受けた区域は全部、程度の多寡はあ

りますが、分担をすべきだという考

えに立つております。それで、そういう

考え方で今から操作をしてみるのです

が、いろいろと問題があるうかと思

います。その辺はなお研究する余地が残

つておると思います。

○政府委員(米田正文君) 私どもも大へんむずかしい問題だと思っておりま

すが、今一応考えておりま

すのは、先年キヤスリン台風で切れました稟橋の上流については、やはりその下流被害

を受けた区域は全部、程度の多寡はあ

りますが、分担をすべきだという考

えに立つております。それで、そういう

考え方で今から操作をしてみるのです

が、いろいろと問題があるうかと思

います。その辺はなお研究する余地が残

つておると思います。

○政府委員(米田正文君) 私はどうも、今のこれ

を非常に強く主張し、関係の市町地

に分担方を交渉もしておるような実情

でござります。私どもとしては、今言

ったようなことで、極力努力をしてみ

りますが、分担をすべきだという考

えに立つております。それで、そういう

考え方で今から操作をしてみるのです

が、いろいろと問題があるうかと思

います。その辺はなお研究する余地が残

つておると思います。

○田中一君 私はどうも、今のこれ

を非常に強く主張し、関係の市町地

に分担方を交渉もしておるような実情

でござります。私どもとしては、今言

ったようなことで、極力努力をしてみ

りますが、分担をすべきだという考

えに立つております。それで、そういう

考え方で今から操作をしてみるのです

が、いろいろと問題があるうかと思

います。その辺はなお研究する余地が残

つておると思います。

う。どうも、こういう考え方は非常に危険なんですよ。限界がわからぬのであります。御承知のように、年に二千億も災害を受けた場合もあるのですね、災害守るには、あるいは五百億程度の水防をしなければならぬこともあるかもわからない。金額は別にして。そういうものの負担といふものを、どういう工合にそれを折衝して負担させるかということは、大問題なんですよ。私はこんなことをして逃げちゃいかぬと思うことです。政府が何ら権限がなくちや、政府は何をしているかということに金を国あるいは地方公共団体が取つて、そうして負担するのならまだいいのですがね、均等されますから、そうすれば、こういう意味の金を、特別な形を立てるのですね。私はどうしてこれを公平にするなんということになつたならば、おそらくこれは政治家の仕事じゃ、政治家じゃできませんね。やっぱり独善的な官僚が一つの計画を立ててがつとおつづけることによってできるのであって、政治家がこれだけのものになるものじゃないですよ。こういう点はどういう考え

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは決して、関係市町村あるいは、程度は薄いけれども、それに関連する市町村の協力を求めて協議してきめてゆくと

いうことで、これは何ら一方的にきめる方法は考えていません。それから、従つて、都道府県知事がそういう取り合をして建設省、私がそういうことの円対して建設省、私がそういうことの円満な成立のために努力をするということは、これは決して惜しませんけれども、あくまでもこれは建設省が割りつけ取るといったような考え方で行くべきものではないので、本来の性質が自主的にできる水防管理団体ですか……。ただ、法文の書き方等が「関係市町村以外の市町村」というよう

表現は、あるいは非常に熟した文章でありますかわかりませんけれども、こういうことも從来の沿革をそのまま表現してきてこういうことになつております。

○田中一君 ちよつと伺いますがね、竹山さん、あなたの利根水系をずっと歩いたことがありますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) この間歩かせられました。

○田中一君 そうすると、例の昭和放水路というものがなぜ開さざれないのかということが一つ、小見川の背割り工合に対するかつかけかえするかという問題があり、なぜあの血の雨を降らしたかといふことをよく知っていますか、歴史的なものを。私はあなたの御説明に反対

するならば一応おつづけられるかもしらぬけれども、政治的にこれを解決すればなかなかできない、ということを言つて、昭和放水路というものを開いている。昭和放水路というものを開くことはわかる。これは竹山君なんか、どう解釈するか非常な問題だと思つてます。事務的におつづければ一応おつづけでもって済むから、よくなることはわかっている。これは竹山君なんかも、どう判断がつきかねることが多くあります。

○田中一君 ちよつと伺いますがね、竹山さん、あなたの利根水系をずっと歩いたことがありますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) お話しのよう、水の問題がむずかしいことは私も抽象的にはよく心得てますが、しかし一応水防管理団体というものを整備して参らうという以上は、費用の負担の問題に逃げるわけにはいきませんし、同時に今お話しのいろいろないわが、なぜあの血の雨を降らしたかといふことをよく知っていますか、歴史的なものを。私はあなたの御説明に反対

しませんけれども、「一応利根川にしてみる」のは、私はある程度の一一致点が見出されますが、私はある程度の一致點が見出されますが、私はある程度の一致點が見出されます。個々の具体的な問題もありますが、お話しのような問題もありまして、今実際問題として問題じやありませんけれども、これはやはり政府とそれぞれの関係機関との間にもならないでいる小見川の背割り工事についても、つけかえ工事の問題にしておりませんし、またそういうふうに取りまとめて参りたいと考えております。

○田中一君 ちよつと伺いますがね、竹山さん、あなたの利根水系をずっと歩いたことがありますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) お話しのよう、水の問題がむずかしいことは私も抽象的にはよく心得てますが、しかし一応水防管理団体というものを整備して参らうという以上は、費用の負担の問題に逃げるわけにはいきませんし、同時に今お話しのいろいろないわが、なぜあの血の雨を降らしたかといふことをよく知っていますか、歴史的なものを。私はあなたの御説明に反対

しませんけれども、「一応利根川にしてみる」のは、私はある程度の一致點が見出されますが、私はある程度の一致點が見出されます。個々の具体的な問題もありますが、お話しのような問題もありまして、今実際問題として問題じやありませんけれども、これはやはり政府とそれぞれの関係機関との間にもならないでいる小見川の背割り工事についても、つけかえ工事の問題にしておりませんし、またそういうふうに取りまとめて参りたいと考えております。

○田中一君 ちよつと伺いますがね、竹山さん、あなたの利根水系をずっと歩いたことがありますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) お話しのよう、水の問題がむずかしいことは私も抽象的にはよく心得てますが、しかし一応水防管理団体というものを整備して参らうという以上は、費用の負担の問題に逃げるわけにはいきませんし、同時に今お話しのいろいろないわが、なぜあの血の雨を降らしたかといふことをよく知っていますか、歴史的なものを。私はあなたの御説明に反対

犠牲がある。犠牲と費用です、結局費用の負担ですよ。そういうものを国が作る場合には、ダムを作る、これは洪水調整のためにやるのです。これは広義の水防なんですよ。そのときに、鉢子のはずれまでの人々から、そのため負担の、費用でもいいです、工事費でもいい。それを負担させるかどうか、国がやつた場合。いいですか、それから犠牲になる者がいますよ。非常に長期にわたってこれも、あそこでいた林何とかいう委員長とか、藤原ダムの水没者たち何十家族の人たちがこれが犠牲になっている。水防の労働者なうです。しいて言えば、これに対して受益者が、補償なら補償でもいいから、負担したかどうか。現にしていないじやないですか。そういうことであら、ながら、これは大きな政治が水防をやっているのです。大きな政治が水防をやつて、部分的なものの場合ですよ。大きな組合のものすら、なかなかそ

うしたものは負担し得ないものが、個別の事件について納得づくでそれが、話し合いがつくということは考えられないということを言っているのです。当然やつていいと思うのです。これは、原因というものは人為的なものじやないのですから。しかしながら、それを分担させる比率といふことです。当然やつていいと思うのです。政府は基準を作っているのです。おそろしいと思うけれども、個々の負担ケースは違うのですよ。従つて、基準を示さなければなりません。

ばならないと思うのです。そんなもので話しあいがつくならば、この委員長はとつとももう利根川の王様になつてますよ。いまだに、利根川の総合開発をやつたところで、何にもなつてない。そんなもんなんですよ。ただ、自分で小さいものにまかして、知らぬ顔をするというのは、不親切きわまる。これはどういう自信を持ってやるのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 田中委員  
のお話、よくわかりますが、私は利根川の根本的治水計画というものは、国のお話、よくわかりますが、私は利根川の根本的治水計画といふものは、國の責任においてこれは漸次地方と一緒にになってやつておるし、またやらなければならぬ問題であります。それにはその計画に伴う負担の問題等が現実にも起つておるし、また今後も処理をしなければならぬことは当然でありますけれども、全部が一つではなく、幾ら分担をするかということになると、事務的には非常に困難な問題であります。しかし私は、今日の実情から、その出先市町村だけが全部の責任を持つていうことは適当でない、それから著しく利益を受けるものがある程度の負担をするというには必要であるという考え方方に立つてあるのでございまして、先ほど藤原の例がございましたが、これは藤原の建設に要する工事費は、下流の鉢子に至るまでの沿岸の県に全部分担を命じておるのですが、市町村の代表の皆さんに何人か来てもらつて、参考人の意見を開いてきましたが、市町村の代表の皆さんは、明確に立つております。で、この水防については、今日の方針として、従つて、水域全体を補足しはあるいは援助していくための水防管理団体の費用の負担といふものは、それに応じた費用負担といふものでございますから、その根本計画等

の責任を持つていうことは適当でない、それから著しく利益を受けるものがある程度の負担をするというには必要であるという考え方方に立つてあるのでございまして、先ほど藤原の例がございましたが、これは藤原の建設に要する工事費は、下流の鉢子に至るまでの沿岸の県に全部分担を命じておるのですが、市町村の代表の皆さんは、明確に立つております。で、この水防については、今日の方針として、従つて、水域全体を補足しはあるいは援助していくための水防管理団体の費用の負担といふものは、それに応じた費用負担といふものでございますから、その根本計画等

の責任を持つていうことは適當でない、それから著しく利益を受けるものがある程度の負担をするというには必要であるという考え方方に立つてあるのでございまして、先ほど藤原の例がございましたが、これは藤原の建設に要する工事費は、下流の鉢子に至るまでの沿岸の県に全部分担を命じておるのですが、市町村の代表の皆さんは、明確に立つております。で、この水防については、今日の方針として、従つて、水域全体を補足しはあるいは援助していくための水防管理団体の費用の負担といふものは、それに応じた費用負担といふものでございますから、その根本計画等

の責任を持つていうことは適當でない、それから著しく利益を受けるものがある程度の負担をするというには必要であるという考え方方に立つてあります。で、この水防については、今日の方針として、従つて、水域全体を補足しはあるいは援助していくための水防管理団体の費用の負担といふものは、それに応じた費用負担といふものでございますから、その根本計画等

の責任を持つていうことは適當でない、それから著しく利益を受けるものがある程度の負担をするというには必要であるという考え方方に立つてあります。で、この水防については、今日の方針として、従つて、水域全体を補足しはあるいは援助していくための水防管理団体の費用の負担といふものは、それに応じた費用負担といふものでございますから、その根本計画等





象にして、一例をきめたらどうかと、こういう趣旨でございます。

○赤木正雄君 大体御趣旨はわかりましたが、つまり河川改修をやらない場合の災害の対象と、河川改修のできるおる今日とは、根本的に違つておるのです。河川改修をやらない所の災害をもつて今日の災害を、水防組合の対象にされたはたまらないのです。だからして、それをはつきりしてほしい。言いかえるならば、堤防がない場合の災害と、堤防ができるからも災害は起きますが、その堤防のできた後の災害範囲といふものは、これは根本的に考え方を違えてからぬと、非常に影響するところ大きいと想います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 今御注意の点は、よく一つ十分に考慮をいたして参ります。

○委員長(石川榮一君) 次に「第五章中第三十三条の次に次の一条を加える」いわゆる「費用の補助」の欄に移りまして、第三項の末尾まで議題に供します。

○田中一君 これは二項を見ますと、やはりこの最初に戻るのですが、二分の一以内の予算の範囲内における補助というものは、これはやはり先ほどさういふと、十七河川か十二河川か知らぬけれども、それだけにとどめているのですね、この場合は、○國務大臣(竹山祐太郎君) そういうわけじやありません。補助はもつと広く考えております。

○田中一君 広くというならば、じや、先ほどの水防警報を出す十条の四に指定する河川というものを、まず出してもらわなければならぬわけです。これと見合はうでしょう。

○赤木正雄君 大体御趣旨はわかりましたが、つまり河川改修をやらない場合の河川とは違います。

○田中一君 その河川の定義が、全部同じじやないですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは似たような書き方をしておりまして……。

○田中一君 十条の2ですよ。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ええ、十二条の2。似たような書き方をしておりまして、そういう心配が出るものごともうともと思いませんが、これはいわゆる直轄河川というような考え方を頭において書いておるわけです。必ずしも先ほどどの共同の予報をする河川とこれはぴったり一致をしておるわけではありますので、この方は現実には広い範囲を予想しております。それからこの中で設備の整つたものも、まず共同の予報をするという考え方でありまして、たまたま文字がよく似ておりますが、あの河川を対象に考えておるというのじやありません。

○田中一君 もう一べん、くどいようですが聞きますが、今大臣が言つたように理解していいのですか。河川局长長、これはどの河川にもそうなるのですね。

○政府委員(米田正文君) どの河川に限ることなく政治的に利用されないようにお願いしたいと思うんですね。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは法律に取り上げましたから新しいようであつておりますものとは、範囲がだいぶ広くなつております。

○田中一君 新しい補助規定ですが、なるべく政治的に利用されないようにお願いしたいと思うんですね。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは法律に取つて、天龍川はダムが多数できましたが、非常に小さい河川までは考えておりませんけれども、十条の二項でうたつておりますものとは、範囲がだいぶ広くなつております。

○田中一君 じゃ、この補助は申請すればくれるのですか。それとも、ここにあるように、十条の二項にあるように、中央気象台と共同してやるという部分にだけくれるという意味じやない

とすれば、どの範囲だということが明確にならなければ困ると思うのです。

○湯山勇君 今年度、大体どれくらい予算がござりますか。

○政府委員(米田正文君) 水防施設費としまして、本年度二千三百三万七千円を今要求予算に組んでおります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは予算の額からおのずから範囲がきめられるわけでありますので、できるだけ広くやりたいという趣旨で、法律には限定をしておりません。将来予算があえたよな書き方をしておりまして……。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは予算をしておりません。将来予算があえたよな書き方をしておりまして……。

○田中一君 そのほかに、河川局長に施設費の補助として二千四百七十五万。

○田中一君 そのほかに、河川局長に聞きますが、一億でしたかね、俵や資材なんかを買うのは、あれは一年半……。

○國務大臣(竹山祐太郎君) あれは予備金から支出しております。

○田中一君 そういうものがある。

○國務大臣(竹山祐太郎君) それはさつきも言いましたように、水害が出て跡始末をするときには、そういうものを見んではならないけれども、考えな

ければならないので、あとから河川局長から申し上げましたように、これは継続してだんだんに持つていいこうとうやつですから、はなはだ不十分ではありますけれども、そういうふうに……。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まあ額が少ないので十分御期待に沿えませんが、今委員長の御注意の点は、実施上において考慮いたしたいと思います。

○湯山勇君 国の方で今年の二千四五百萬あるのですが、地方財政計画ではやはりこれに匹敵する額、あるいは三分の一補助というのがあれば、まあもっと大きくみてなければいけないと思うのですが、どんなになつておりますでしょうか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まあ額が少ないので十分御期待に沿えませんが、今委員長の御意見を伺います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 別のワクというのではなくて、一般財政の前年度からの継続でありますので、自治府と話をしてみてもらつております。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは特

いうことに大体内示をしておるようですが、各河川の内情を見ますと、なるべく数多く暴風の場合に緊急にその倉庫から搬出してやらなければならぬことになりますと非常に大きくなりまして、「一里に一ヵ所、あるいは六キロに一ヵ所」というようになりますと、十坪といふことになりますと非常に大きくなりまして、実情に即きない。そういう点からまして、直轄河川及び重要河川のところまでをまず大体予想しておる、それからのところは、その他の中川といふことを大体考えておりまます。しかしこれは金とのつり合いがありますから、その法律はびちっとしておかない方がよからうと思います。

○田中一君 これは申請するのです。しかしこれは金とのつり合いがありますから、その法律はびちっとしておかない方がよからうと思います。

○田中一君 これは申請するのです。しかしこれは金とのつり合いがありますから、それともあなたの方で独断的にされるのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは建前としては、申請をすることに――大体金の額にも限度がありますから、大体県と見当づけることにいたしますが、もちろん申請されたら必ず出るとか、それともあなたの方で独断的にされるのですか。

○田中一君 もう一べん、くどいようですが聞きますが、今大臣が言つたように理解していいのですか。河川局长長、これはどの河川にもそうなるのであります。しかし、これは金とのつり合いがありますから、その法律はびちっとしておかない方がよからうと思います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) あれは予備金から支出しております。

○田中一君 そういうものがある。

○國務大臣(竹山祐太郎君) それはさつきも言いましたように、水害が出て跡始末をするときには、そういうものを見んではならないけれども、考えな

ければならないので、あとから河川局長から申し上げましたように、これは継続してだんだんに持つていいこうとうやつですから、はなはだ不十分ではありますけれども、そういうふうに……。

○田中一君 天龍川はダムが多数できましたが、あまり灾害はありませんから、これは建設大臣は天龍川には持つていいかぬでしょう。

○國務大臣(竹山祐太郎君) そういうことは……。

○田中一君 天龍川はダムが多数できましたが、あまり灾害はありませんから、これは建設大臣は天龍川には持つていいかぬでしょう。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まあ額が少ないので十分御期待に沿えませんが、今委員長の御意見の点は、実施上において考慮いたしたいと思います。

○湯山勇君 国の方で今年の二千四五百萬あるのですが、地方財政計画ではやはりこれに匹敵する額、あるいは三分の一補助というのがあれば、まあもっと大きくみてなければいけないと思うのですが、どんなになつておりますでしょうか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) まあ額が少ないので十分御期待に沿えませんが、今委員長の御意見を伺います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 別のワクというのではなくて、一般財政の前年度からの継続でありますので、自治府と話をしてみてもらつております。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは特

○湯山勇君 大体どれくらいと/or

とはわかつておりませんんでしようか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは全體つづ込みるものですから、その額を私は明示申し上げられません。

○委員長(石川榮一君) 次に附則に至る末尾までを議題に供します。三十四条以下末尾に至るまで、附則を除いてこれを議題に供します。

○田中一君 これはやはりさつきと同じなんですよ。災害補償の問題ですから、これは建設大臣が記録に残すようになります。さつきの公務災害補償と同じような趣旨に残すことをしてこれにさつきのと関連して答弁してくれればいいと思います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 御質問の趣旨は大体は了承いたしましたが、私の申し上げる趣旨は、前にも申し上げましたように、これは国家的確に申せたように、これは公務補償と同様のことをいたすといふことは、現在の制度においてはまだほかに例がありませんので、こういう段階ではなかなか困難であるというこ

とを直に申し上げたわけでありまして、しかしそれだからといって、政府は水防に熱心に努力をされる方々に対してできるだけの賞いといいますか、報いといいますか、同時に功労に対する感謝もあわせてやりたいというのが三十四条の趣旨でありまして、これに伴う予算はごくわずかではあります

が、一応その頭だけの予算の用意はいたしておりますが、また必要によっては予備金等でこれは充足をいたして参ります。

○委員長(石川榮一君) そこで一応伺つておりますが、この水防に従事した

者に対する災害補償に関して、広範に

わたる遺族の扶養義務でも補償の対象にしておられますか、これらの大

な補償の問題は公務災害補償として前段にも出でおりますが、水防管理団体の報賞という欄はあいにく入べんがあ

りませんが、ほんとうに報賞であるか

と思いませんが、それでもないらしい。そういう点がありますので、この報賞という欄は彈力性のある報賞とい

うような意味合いであります。紙きれ

たように、六条の二の公務災害補償と同じよくななかか広範にわたる災

害補償なんですから、これは義務づけられておるのですから、財源等の措置がなかなか困難であった場合には、先ほど言つたように金融措置その他を考

えて、この法の精神を率直に正しく施行されるように努力するという大臣の御答弁があつたから、それで了承して

を行なつていただくようにお願いした

いたいと思います。御意見を伺います。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 委員長の御希望はごもつともと思いますので、

政府全体としてそういう方向に進みますように一段の努力をいたしたいと思

います。なお、現段階におきましては、いわゆる人へんのある報賞とい

うの報賞なんていふことは問題にしてないのです。三十四条の災害補償の問題、これが一番重大な問題なんですよ。これは義務づけられているのであります。

○田中一君 私はこんな三十四条の二の報賞なんていふことは問題にしてないのです。三十四条の災害補償の問題、これが一番重大な問題なんですよ。これは義務づけられているのであります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは義務づけられておるのですから、財源等の措置がなかなか困難であった場合には、先ほど言つたように金融措置その他を考

えて、この法の精神を率直に正しく施行されるように努力するという大臣の御答弁があつたから、それで了承して

いるのです。

次の三十四条の二の報賞の問題は、もう少しよく説明を願いたいと思う

らないので、御説明を願いたいと思うのですが、要求した資料と、それから

ここに資料の中の水防労働者の報賞に

関する省令要綱と、「報賞」に類似す

る用語のある法令の例と、こう二つあ

ります。そこでお伺いしたいのは、憲政功勞年金法、これは尾崎さんだったた

まは、先ほど申し上げた通りであります。

○田中一君 今委員長も大臣も、人へんのある報賞、人へんのある報賞と言いますが、その三十四条の二の報賞を下の賞に人へんをつけると言ふのですね、そういう意味なのですか。

ますと、やたらにほうびをくれるといふくせがあるのです。あれはどういう意味かと聞いてみますと、非常に安い

ものだそうですが、あれでももらえば国民が非常にうれしがるらしいのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) その点は、たびたび申し上げますように、これは決して勲章でごまかそうと

いたいものをくれたがるというくせがここに出てきているのです。一体この三十一条の二の内容ですね、報賞といふものがどういうものを意味するのか、ここに省令要綱が出ております

が、これを見ますと、まず賞状を授与する、記念品を授与する、死んだやつには十万円以下の金をやる、それから不具廕疾または負傷、もしくはそれが

原因で病気にかかる者はその程度に応じて相当なごほうびをやる、けが

してこひび、不具廕疾でごほうび、そ

んなものはちやんとここに出てているの

ります。そこでお伺いしたいのは、憲政功勞年金法、これは尾崎さんだったた

まは、先ほど申し上げた通りであります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはま

るから次に警察法、これはまあ軍隊の勳章と同じように上手におだててやら

でしよう、これはまあいいですよ。そ

です。そういうものの表わすならば、もつと別な方法があると思うのです。水防法にからんでばこつところ

いうものを水防法だけを持ってくると、それから二三百円で造幣局へ頼むことにはどういう意図か、これは率直にごまかしなしに建設大臣の考

え方、そうしてこれを決定した閣議の鳩山さん以下閣僚の意思の決定というものが作ってくれるというような勲章み

す。一連のそうした感覚というものが、私は納得できないのです。紙きれ

たように、六条の二の公務災害補償と、それから二三百円で造幣局へ頼むことにはどういう意図か、これは率直にごまかしなしに建設大臣の考

え方、そうしてこれを決定した閣議の鳩山さん以下閣僚の意思の決定といふのを御説明願いたいと思うのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) その点は、たびたび申し上げますように、これは決して勲章でごまかそうと

いたいものをくれたがるというくせがここに出てきているのです。一体この三十一条の二の内容ですね、報賞といふものがどういうものを意味するのか、ここに省令要綱が出ております

が、これを見ますと、まず賞状を授与する、記念品を授与する、死んだやつには十万円以下の金をやる、それから不具廕疾または負傷、もしくはそれが

原因で病気にかかる者はその程度に応じて相当なごほうびをやる、けが

してこひび、不具廕疾でごほうび、そ

んなものはちやんとここに出てているの

ります。そこでお伺いしたいのは、憲政功勞年金法、これは尾崎さんだったた

まは、先ほど申し上げた通りであります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはま

るから次に警察法、これはまあ軍隊の勳章と同じように上手におだててやら

でしよう、これはまあいいですよ。そ

のところはそれができません。從つて、それのかわりといふ意味では決してありませんけれども、われわれはこ

の水防に対する努力をした方々に対する感謝の気持をできるだけの範囲でや

りたいことを率直にこれは表わした

わけでありまして、これをどういう方

法でやるかということは、今資料とし

てお示しをいたしましたけれども、何

もこれは閣議などできめたそれほど

のきちつとしたものではありませんか

が、われわれは権利を主張するか

法はいろいろ研究をいたして参りました

と考えております。

○田中一君 国家公務員は公務員としての自分の仕事を遂行中に事故があれば公傷になるのです。公務災害になると公傷ですね。従って、公務員と比べますと、これはことはうびが多過ぎます。従つて、公務員と比べて、この水防法に基くところの水防団員が負傷したり死んだりした場合と、国家公務員の場合と、賃金その他で変わつておるというような、湯山君の御質問に対しても御答弁があつたのです。だから一体どういう基準でやるのか。これはむろん国家公務員と同じでなくちゃんと國家公務員と基準は同じでなくちゃんとならぬと思うのです、公務災害補償は——私は理解しております。そこで、それで十分なんです。公傷ですから十分なんです。それからここにあらぬと私はこれは——私は理解しておるのでは、一応前段の六条の二の水防団長または水防団員と違う者もこれは含めて考へておるのでね。そうすると、これにもはつきりとここに損害補償といふものは出ておるのです。これは団員だから余分に百万円いつて、そうでない者だから三十万円だということではないと思うのです。もしもあるならば、少いから船のメタル一つやつてこまかその考え方、大体実態はどれくらいになるかということを示してもらいたいのです。もし違うとするならば、少いから船のメタル一つやつてこまかそれが記念品でもやつた方がどのくらい感謝するか。ここに法律に規定するなんということは、あまりにこほうびを上げたがる鳩山内閣の性格だと思うのです。第一次鳩山内閣誕生以来幾つや

つてありますか。これは国民の権利義務です。もしされに愛情があるならば、公傷になるのですね。

大臣自身が自分で自発的に出したらいいのです。一体幾らの予算を三十年度に報賞金として組んでおりますか。

○政府委員(米田正文君) この要求予算の中に組んでおりますのは、三十六万円組んでおります。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 先ほども申し上げましたように、これは予算の額の問題ではないので、もし必要が起るようなことは好ましくないけれども、そういうことが起れば予備金等の措置をするという私を先ほどつけ加えたわけで、必ずしも私はこれは額の大きい小さい問題ではないといふこと、それからボケット・マネーも、そういうことが起きれば予備金等の方が多いことなどを私は明確にしだけのつもりであります。

○田中一君 この資料の中に「報賞」に類似する用語のある法令の例の中に、褒章条例があるのです。これではうひを出すことができるのですよ。水防のために努力した人、水防のために功勞があつた者はもらえるのですよ。屋上屋を架すような勲章のやり方ですね。だからなぜ水防だけに持つていかないわけであります。だからなせ水防だけに持つていかないのです。自分の家の生命財産を守るために動くのです。当然ですよ、こいつは本人がやるべきなことをやつた方がどのくらい

せんので、先ほど申しましたように、必要な事態に応じては予備金等でも加えておるわけであります。○田中一君 どうも大臣はどういう気持ちを話して下さい。本当に申し上げましたように、別に他に何を予想しておられるか、本当のことをお聞かせて下さい。大臣自身が自分で予算を三十六万円組んでおります。○田中一君 どうも大臣はどういう気持ちを話して下さい。本当に申し上げましたように、別に他に何を予想しておられるか、本当に予想しておるわけであります。

○国務大臣(竹山祐太郎君) たびたび申し上げておりますように、別に他に意図はありませんけれども、水防に対するようなことは好ましくないけれども、そういうことをやつたのですか。どうも今言うあなた方の説明を聞くと、災害補償も十分にやります、それから公務災害補償も十分やりますところを言つておいて、なお勲章をやつたら喜ぶだろうからやるのだから、勲章をやるのはちゃんと褒章条例にあるのです。なぜ水防だけにやらなければならぬかといふのです。聞いてみれば、たしか二千五百円程度の補助金しか予算に組んでないで、結局お前たちはおだてられて死ねばいいのだとそういうことを私は明確に聞いてみれば、たしか二千五百円程度の補助金しか予算に組んでないで、結局お前たちはおだてられて死ねばいいのだとそういうことになつてしましますよ。勲章やるぞといふことなんですね。勲章は別にちゃんともらえるのです。私はどうしてもこれは納得できません。なせこういうものをしなければならないか。こういうものをしなければならないのです。私はどうしてもこれは納得できません。なせこういうものをしていないのです。なせこういうものをしなければならないか。こういうものをしなければならないのです。自分の中では、必ずしもそれは納得できません。なせこういうものをしていないのです。なせこういうものをしていないのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) いや、先閣はおそらく歴代でこんな出した内閣は、おそらく歴代でこんな出た内閣はないのですよ。○田中一君 悪口言いますけれども、ほど何度も申し上げるよう、勲章は出せますけれども、わずかでも金を出せますけれども、金で死に行く

せんので、先ほど申しましたように、必要な事態に応じては予備金等でも加えておるわけであります。

○田中一君 どうも大臣はもう少し詳しくお聞かせて下さい。大臣の御意見が激しくなって参りましたから……、一応私はこの条文をかよう解釈しております。公務災害補償に関する法律規定は、その対象となるものに対しまして、財政的に非常な資本化して政府もできるだけのことを感謝の気持を。この立案——これをまあ伺うとでもつてこれを盛り込んだのですか、本当にこれを話して下さい。本当に申し上げましたように、別に他に何を予想しておられるか、本当に予想しておるわけであります。

せんので、先ほど申しましたように、必要な事態に応じては予備金等でも加えておるわけであります。

○国務大臣(竹山祐太郎君) たびたび申し上げておりますように、別に他に意図はありませんけれども、水防に対するようなことは好ましくないけれども、そういうことをやつたのですか。どうも今言うあなた方の説明を聞くと、災害補償も十分にやります、それから公務災害補償も十分やりますところを言つておいて、なお勲章をやつたら喜ぶだろうからやるのだから、勲章をやるのはちゃんと褒章条例にあるのです。なぜ水防だけにやらなければならぬかといふのです。聞いてみれば、たしか二千五百円程度の補助金しか予算に組んでないで、結局お前たちはおだてられて死ねばいいのだとそういうことを私は明確に聞いてみれば、たしか二千五百円程度の補助金しか予算に組んでないで、結局お前たちはおだてられて死ねばいいのだとそういうことになつてしましますよ。勲章やるぞといふことなんですね。勲章は別にちゃんともらえるのです。私はどうしてもこれは納得できません。なせこういうものをしなければならないか。こういうものをしなければならないのです。自分の中では、必ずしもそれは納得できません。なせこういうものをしていないのです。なせこういうものをしていないのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) いや、先閣は、おそらく歴代でこんな出た内閣はないのですよ。

○田中一君 悪口言いますけれども、ほど何度も申し上げるよう、勲章は出せますけれども、金で死に行く

いよ。石井先生どうです、私はこれは確立していればこんなものは要りません。必要ないのですよ。

○委員長(石川榮一君) だいぶ田中さ

の御意見が激しくなって参りましたから……、一応私はこの条文をかよう解釈しております。公務災害補償に関する法律規定は、その対象となるものに対しまして、財政的に非常な資本化して政府もできるだけのことを感謝の気持を。この立案——これをまあ伺うとでもつてこれを盛り込んだのですか、本当にこれを話して下さい。本当に申し上げましたように、別に他に何を予想しておられるか、本当に予想しておるわけであります。

○田中一君 どうも大臣はもう少し詳しくお聞かせて下さい。大臣の御意見が激しくなって参りましたから……、一応私はこの条文をかよう解釈しております。公務災害補償に関する法律規定は、その対象となるものに対しまして、財政的に非常な資本化して政府もできるだけのことを感謝の気持を。この立案——これをまあ伺うとでもつてこれを盛り込んだのですか、本当にこれを話して下さい。本当に申し上げましたように、別に他に何を予想しておられるか、本当に予想しておるわけであります。

見は間違つておるかどうか。單なる報

酬しておるわけですが、これで私の意  
見は間違つておるかどうか。單なる報  
賞でしようか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 委員長の  
非常な深いお考への御意見に対しでは  
敬意を表するわけであります。たびたび申  
し上げておりますように、われわれ委員会の  
お考へは明確に承知しておりますので、そ  
ういう方向に向つて

努力をするということは、いさざかも  
ちゅうちょをいたすものじゃありません  
が、現在の段階におきましては、こ  
の程度が実現し得る、はなはだ力足ら  
ずして恐縮に存じますが、まず最大の  
限度と考へてかような提案をいたした  
ような次第であります。

○田中一君 石川建設大臣——(笑聲)  
石川委員長の考へを全面的に大臣が承  
知されたのですか、認めたのですか。

○委員長(石川榮一君) 全面的に認め  
ておりませんが、私の申し上げること  
もある程度まで努力しようという御答  
弁のように——(拍手)要するに水害管  
理団体に完全なる公務補償を要求いた  
しましたが、現在の段階では困難だと  
思ひますので、それをある程度までカ  
バーするという意味を含めてのいわゆ  
る報賞という名前をつけたのではない  
かと、こう私は考へる、さように一つ  
行政面から抜つてもいいと思う。

○田中一君 もう一べん根本的にこの  
法律を読み直します。從つて私が参加  
しないでこれをここで採決をやつて  
ごらんなさい、私はそういう精神か  
ら、この災害補償の問題にしても、公  
務災害補償の問題にしても、そのう  
ごまかし立法であるならば、この法律  
の根幹精神を国民に知らせて——この  
ようなごまかしの法律を作つておる  
いうことを知らなければならぬ。

私はおそらく衆議院においては、ここ  
までもし掘り下げたような論議をして  
おったならば、われわれ社会黨の議員  
もだも、そういうことは成るはずがない。こ  
れはとても、そういうごまかし半分の  
討しなければならぬ。公務災害補償の  
法律であるならば、もう一べんよく検  
討して、これまであるある物心ともにこれ  
もってお報いするというようなものな  
ら、そんなのでもつて尊い人命を投  
げ出すような重大な水防活動に従事さ  
れるのはだしい。命を投げ出してやつてお  
るのですよ。またさせようとしている  
る。死ねばこうしてやるというのです  
よ。どういう考へでもつて予算を組ん  
でいるか。これは予算委員会でもつて  
十分検討してみます、分科会で。

私はおぞらく衆議院においては、ここ  
までもし掘り下げたような論議をして  
おったならば、われわれ社会黨の議員  
もだも、そういうものは賛成するはずがない。こ  
れはとても、そういうごまかし半分の  
討しなければならぬ。公務災害補償の  
法律であるならば、もう一べんよく検  
討して、これまであるある物心ともにこれ  
もってお報いするというようなものな  
ら、そんなのでもつて尊い人命を投  
げ出すような重大な水防活動に従事さ  
れるのはだしい。命を投げ出してやつてお  
るのですよ。またさせようとしている  
る。死ねばこうしてやるというのです  
よ。どういう考へでもつて予算を組ん  
でいるか。これは予算委員会でもつて  
十分検討してみます、分科会で。

私はおぞらく衆議院においては、ここ  
までもし掘り下げたような論議をして  
おったならば、われわれ社会黨の議員  
もだも、そういうことは成るはずがない。こ  
れはとても、そういうごまかし半分の  
討しなければならぬ。公務災害補償の  
法律であるならば、もう一べんよく検  
討して、これまであるある物心ともにこれ  
もってお報いするというようなものな  
ら、そんなのでもつて尊い人命を投  
げ出すような重大な水防活動に従事さ  
れるのはだしい。命を投げ出してやつてお  
るのですよ。またさせようとしている  
る。死ねばこうしてやるというのです  
よ。どういう考へでもつて予算を組ん  
でいるか。これは予算委員会でもつて  
十分検討してみます、分科会で。

くちやならない。そこで予算面に何人  
ぐらいを想定して予算を組んでいる

のですが、補償というものが完全に行わ  
れるならばこうした勅書は要りませ  
ん。あなたは要るというのです。要る  
根拠を明らかにしていただきたいので  
す。それではやはり同じようにもらわ  
か、資料としてお出し願いたい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 先ほどか  
らたびたび申し上げておりますよう  
に、公務災害補償というものは、地方  
にあらゆる法制の現在の状態であり  
ます。そういうことを前提として、こ  
の法律を作つたということに、今地方財  
政の現実からいくと実行困難ではない  
かという御議論は、私はこれは事実と  
してよく承知をいたしますから、そう  
いう場合に裏づけ財源としてできるだ  
けの考慮をいろいろな面から払うとい  
うことを——払うべきであるし、また  
私は努力をするということを先ほどか  
らたびたび申し上げておるわけであり  
ますから、これを国家が補償をすると  
いう予算措置を講じていないと、いうこ  
とは初めから明らかであります。今  
それに対して数字的に申せといふお話  
でありますが、申し上げる何ものがあ  
りません。

○田中一君 私が言つておるのは、今  
ここに資料として出でておる十名という  
者が死亡したと、それから傷害が何名  
か出ております。こういう法律を作つ  
て地方公共団体がどれくらいの負担  
になるかということを伺つておるの  
です。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはま  
上に公共のために仕事をしなければなら  
ないというような、公共のために身を  
投じて仕事をしなければならないとい  
うような関連法があつた場合には、こ  
とごとくこうした報賞制度をとつても  
いいとお考へですか。またとるべきだ  
とお考へですか。

○田中一君 趣旨は、あらゆる方面においてやるべ  
きかどうかということのようだ……そ  
うですか、これは。

○田中一君 たとえば消防、警察、そ  
れからまだあります、そういう関連す  
るものが。そういうものにことごとく  
補償があるならば別です。それから消防  
士がおれにもこういうものをくれとい  
えばこれは別です。そういうふうに國  
務大臣と建設大臣と使い分けするよ  
うな、使い分けして言葉をうらはらにす  
るというのはおかしいと思うのです  
よ。建設大臣としての提案なんです、  
これは。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 私は何も  
うらはらにしておりません。今田中さ  
うの御質問があらゆる制度に向つて国  
家補償をする考へがあるかという御質  
問でありますから、これは建設大臣の  
答弁ではないと心得て、政府全体の制  
度に対する私の今承知をいたしておる  
態度を申し上げたわけであります。

○田中一君 私も言葉が過ぎたら取  
消しますが、しかしながら公務災害補  
償には予算の裏づけがなくちやならない  
い。それは三十四条の災害補償にもな  
ります。

○田中一君 たびたびよく言うよう  
ですが、補償というものが完全に行わ  
れるならばこうした勅書は要りませ  
ん。あなたは要るというのです。要る  
根拠を明らかにしていただきたいので  
す。それではやはり同じようにもらわ  
か、資料としてお出し願いたい。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは根  
拠を明らかにしていただきたいので  
す。それではやはり同じようにもらわ  
か、資料としてお出し願いたい。

○田中一君 これは國務大臣としての  
側からの意見を聞いてみましよう。  
竹山さんからのお答えですね。

○國務大臣(竹山祐太郎君) そういう  
事案を作つたということに、今地方財  
政の現実からいくと実行困難ではない  
かという御議論は、私はこれは事実と  
してよく承知をいたしますから、そう  
いう場合に裏づけ財源としてできるだ  
けの考慮をいろいろな面から払うとい  
うことを——払うべきであるし、また  
私は努力をするということを先ほどか  
らたびたび申し上げておるわけであり  
ますから、これを國家が補償をすると  
いう予算措置を講じていないと、いうこ  
とは初めから明らかであります。今  
それに対して数字的に申せといふお話  
でありますが、申し上げる何ものがあ  
りません。

○田中一君 私が言つておるのは、今  
ここに資料として出でておる十名とい  
うという努力をいたしてでき上つた  
のがこの法律でありまして、この中に  
それが死亡したと、それから傷害が何名  
か出ております。こういう法律を作つ  
て押しておきますが、もしもこのよう  
の問題をごまかす気持もないことはた  
起つたら應分のことはいたしますとい  
うのが、この条文の思想であります  
て、それだからといって、一方の補償  
が、私はやることが積極的に害がある  
おっしゃられればそれまでであります  
とも考えられません。しかし政府はで  
きるだけの予備金等も加えて、事態が  
起つたら応分のことはいたしますとい  
うのが、この条文の思想であります  
て、それだからといって、一方の補償  
が、私はやることが積極的に害がある  
おっしゃられればそれまでであります  
とも考えられません。しかし政府はで  
きるだけの予備金等も加えて、事態が

しないという前提があるなら、私は水  
防団員をここにお呼び願つてその意見  
を伺つてみたいと思うのです。どうい  
うふうに考えますか。それから警務官  
でも、消防士でも、そういう方々をこ  
とに参考人で集めてもらつて、こうい  
うものがなければ掛けませんという言  
質があるならば別です。それから消防  
士がおれにもこういうものをくれとい  
えばこれは別です。そういうふうに國  
務大臣と建設大臣と使い分けするよ  
うな、使い分けして言葉をうらはらにす  
るというのはおかしいと思うのです  
よ。建設大臣としての提案なんです、  
これは。

○國務大臣(竹山祐太郎君) お尋ねの  
事は、あらゆる方面においてやるべ  
きかどうかということのようだ……そ  
うですか、これは。

○田中一君 たとえば消防、警察、そ  
れからまだあります、そういう関連す  
るものが。そういうものにことごとく  
補償があるならば別です。それから消防  
士がおれにもこういうものをくれとい  
えばこれは別です。そういうふうに國  
務大臣と建設大臣と使い分けするよ  
うな、使い分けして言葉をうらはらにす  
るというのはおかしいと思うのです  
よ。建設大臣としての提案なんです、  
これは。

二九

何ら私は答弁を二つにいたしておるつもりはありません。

それから、今報賞をもらう人の意見を聞いて、要らないといえばやめないといいじゃないかと、これは私はあらゆる報賞制度において起つてくる問題であつて、だれも一体報賞を受けるような場合に、それを要求してやる人に報賞をするなんていうのは、私はこれは少し言葉を返すようですが、主客転倒をしたような感じがいたしまして、そういうことを希望したり要求をしたりしない人こそ、その努力、その功績に対して感謝の気持をあらゆる方法でするというのが、私は日本の風俗であり、またそういうことが今までの社会のとつてきた建前であり、まあ立場によって違いましょうけれども、私はそういう制度は決して悪いことではないから、これをいい意味において民主的に取り上げていくことが、水防の一つの助けになる、かように考えて提案いたした次第であります。

○田中一君 私は補償制度を伺つておるのじゃないのです。こうしたケースの活動する人たちに対しても、報賞制度、勲章をやる制度を全部織り込む方がいいというお考えを國務大臣として持つていらっしゃいますかと伺つておるのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはほかの方の法律のことまで私はかれこれ意見を申す資格もありませんし、わからりません。私は水防法については、予算もそのことを用意いたしておりますから、このことをうやむやにするよりはむしろ制度的に明確に法律の中でうたつておく方がはつきりして、ベターだと考えまして取り上げたわけですか。

ら、他の団体なり他の法制でこれを入ることがいいか悪いかということ

は、そのつどそれぞれの場合において考えさせていただくべきだと考えます。

○田中一君 私はね、この報賞制度と

いうものは初めて水防法で出てきた、従つてほかの類似の法律にもこういうものがあるならばあえて反対しない、よく理由を聞いてですよ。そうしてそ

の審議をすみやかにするために資料の提出を求めてある。私は何もじやまし

だから早く通そとつて、いるので

す。そのためにくどくどうよりも前もつてこれだけの資料の提出を要求し

たんです。その中に案の定ないんです、

そういうものは、そういうところから見ますと、類似の精神を持つておる法

律の中にもこういうものがない。しか

し建設大臣がどうしてもこれが必要な

んだというならば、これはプラス・アル

ファであるならば、せめてないよりは

あつたほうがいいじゃないかという考

えならば、ほかの類似の法律にも当然しなければならないという報賞制度の

体系というものが生まれてくるわけ

です。そういうものを国務大臣として求

められるかどうか伺つて、いるわけ

です。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは率直に申し上げますが、ほかに例がないとおっしゃる通り、新しい試みであることは事実であります。初めてこういふ考え方を法律化したことは、法制局でもいろいろ検討をいたした際にも問題になりましたように、新しい制度でありますことは率直に認めますし、新しい

○委員長(石川榮一君) 速記をとめ

理屈もないと考えまして、われわれは新しい制度でも勇敢にいいことなら取上げていいこう、確かに田中さんのおつしやる通り、これは最初の例であります。

○田中一君 従いまして私は探し

がね、さっそく類似のこのような精神を持つてくる法律ですね——にことごとくこういう報賞制度を入れることの方があなたはいいとお考えですか、

國務大臣として。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは先ほど申し上げましたように、そのケー

ス、ケースによって考るべきであります。そのためにくどくどうよりも前もつてこれだけの資料の提出を要求し

たんです。その中に案の定ないんです、

そういうものは、そういうところから見ますと、類似の精神を持つておる法

律の中にもこういうものがない。しか

し建設大臣がどうしてもこれが必要な

んだというならば、これはプラス・アル

ファであるならば、せめてないよりは

あつたほうがいいじゃないかという考

えならば、ほかの類似の法律にも当然

しなければならないという報賞制度の

体系というものが生まれてくるわけ

です。そういうものを国務大臣として求

められるかどうか伺つて、いるわけ

です。

〔速記中止〕 今日はこの程度で散会いたします。午後五時五十二分散会

六月十六日本委員会に左の案件を付託された

一、日本住宅公團法案(予備審査のための付託は五月二十日)

一、公營住宅法第六条第三項の規定に基き承認を求める件(予備審査のための付託は五月二十五日)

一、住宅融資保険法案(予備審査のための付託は六月三日)

一、公營住宅法第六条第三項の規定に基き承認を求める件(予備審査のための付託は五月二十五日)